

平成21年第2回定例会

階上町議会会議録

平成21年3月 5日 開会

平成21年3月13日 閉会

階上町議会

平成21年第2回階上町議会定例会

議事日程第1号

平成21年3月5日 午前10時05分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提案理由説明
- 日程第 4 議案第43号 階上町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第20号 平成20年度階上町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 6 議案第21号 平成20年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第22号 平成20年度階上町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第24号 平成20年度階上町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第26号 平成20年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第23号 平成20年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第25号 平成20年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 陳情第1号 法務局職員の増員に関する陳情
- 日程第13 陳情第2号 国外で作成された歯科医療用補てつ物等の取り扱いに関する意見書採択を求める陳情
- 日程第14 陳情第3号 保育園の保育料軽減についての陳情

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	百目木和俊君	2番	大江和夫君
3番	林貢君	4番	浜谷政己君
5番	加藤祐君	6番	重文字勝義君
7番	鹿原章男君	8番	石川清人君
9番	山田恵治君	10番	土橋信夫君
11番	郷州公典君	12番	畑中弘實君
13番	木村勝彦君	14番	松森蒿君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	浜谷豊美君	副町長	高谷清孝君
教育長	村上富士夫君	総務課長	浜谷義勝君
町民課長	寅谷信廣君	保健福祉課長	上博文君
産業建設課長	中村豊志君	教育課長	高橋信一君
会計管理者	小沢勝君	総務GL	田中昇君
企画財政GL	沼沢範雄君	税務GL	南正人君
戸籍住民GL	上野文生君	健康増進GL	梨子謙一君
福祉GL	木村良三君	産業振興GL	荻ノ沢甚逸君
土木建設GL	佐京孝信君	農業委員会 事務局 長	川向達人君
教育GL	池田隆君	代表監査委員	志民安之助君

職務のための出席者

議会事務局長 浜谷 操 君 総務課総括主幹 地代所 康二 君
総務課総括主幹 引敷 林 広 貴 君

開会の宣告

午前 10 時 05 分

開議の宣告

午前 10 時 05 分

議長（松森 蒿君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、平成 21 年第 2 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において、5 番加藤 祐君、6 番重文字勝義君を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 13 日までの 9 日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 3 月 13 日までの 9 日間と決定いたしました。

日程第 3、この際、議案第 1 号 階上町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について件から議案第 43 号 階上町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についての件まで、43 件を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長（浜谷豊美君） ハイ。

議長（松森 蒿君） 町長 浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） 本日ここに、平成21年第2回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

議案第1号 階上町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、階上町議会において、議決すべき事件を定めるため提案するものであります。

議案第2号 階上町公共下水道事業区域外流入受益者分担金条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、下水道法第4条第1項の規定に基づく階上町公共下水道事業認可区域の区域外から、公共下水道の排水施設に汚水を排除する者に対する受益者分担金について、所要事項を定めるため提案するものであります。

議案第43号 階上町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年度に介護報酬が改定されることに伴い、介護保険料の上昇分について、その一部を補てんする国庫交付金を積み立てる基金を設置するため提案するものであります。

議案第3号 階上町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、課の再編に伴い、関係条例について所要の改正をするため提案するものであります。

議案第4号 階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、国家公務員の勤務時間改正に準じ、職員の勤務時間を改正するため提案するものであります。

議案第5号 階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第6号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、特別職の職員の給料月額に関する特例措置を設けるため提案するものがあります。

議案第7号 階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、教育長の給料月額に関する特例措置を改正するため提案するものであります。

議案第8号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、国家公務員の勤務時間改正及び級別職務の改正等に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第9号 階上町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、用務地への直行・直帰に応じた対応等について、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第10号 階上町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、委員長の任期を改正するため提案するものであります。

議案第11号 階上町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、火薬類取締法に基づく事務を、八戸地域広域市町村圏事務組合へ委託することに伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第12号 階上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町立登切小学校を、平成21年度限りで赤保内小学校に統合し、廃校とするため提案するものであります。

議案第13号 階上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町中央公民館を廃止することに伴い、関係条例について所要の改正をするため提案するものであります。

議案第14号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の

制定について、ご説明申し上げます。

本案は、青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領の改正に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 15 号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町国民健康保険税の医療分の税率改正をするため提案するものであります。

議案第 16 号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、保険料率の改正及び介護報酬改定に伴う保険料の緩和措置を講ずるため提案するものであります。

議案第 17 号 階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、占用料等所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 18 号 階上町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、公営住宅法施行令の一部を改正する政令の施行等に伴い、所要事項の整備をするため提案するものであります。

議案第 19 号 階上町公共下水道事業受益者負担金及び分担金条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町公共下水道事業受益者負担金及び分担金の督促及び督促手数料について、所要事項の整備をするため提案するものであります。

議案第 20 号 平成 20 年度階上町一般会計補正予算第 5 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額にそれぞれ 3 億 3,165 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 53 億 9,256 万 6 千円とするものであります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、県支出金 786 万 4 千円、繰入金 1,435 万 5 千円、町債 190 万円等を減額補正し、国庫支出金 3 億 5,855 万 7 千円等を追加補正するものであります。

歳出につきましては、教育費 2,148 万 6 千円等を減額補正し、総務費 2 億 3,055

万 3 千円、衛生費 2,310 万 9 千円、商工費 1,088 万 8 千円、土木費 1 億 797 万 2 千円等を追加補正するものであります。

歳出のうち国の 2 次補正対応分として、定額給付金事業に 2 億 3,873 万 8 千円、子育て応援特別手当事業に 873 万 5 千円、地域活性化・生活対策臨時交付金事業に 1 億 299 万 2 千円、妊婦健康診査特別対策事業に 44 万 7 千円を計上しております。

次に、第 2 表繰越明許費であります、公営住宅建設事業で、平成 20 年度完了困難なものについて、平成 21 年度に繰り越しするものであります。

次に、第 3 表地方債補正であります、既定の事業費の変更に伴い地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第 21 号 平成 20 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額からそれぞれ 1,570 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 17 億 6,750 万 3 千円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国民健康保険税 366 万円、療養給付費等交付金 1,716 万 5 千円、県支出金 903 万 3 千円、共同事業交付金 4,116 万 8 千円を減額補正し、国庫支出金 130 万 7 千円、繰入金 4,916 万 2 千円、諸収入 447 万 7 千円等を追加補正するものであります。

歳出につきましては、保険給付費 1,672 万 5 千円等を減額補正するものであります。

議案第 22 号 平成 20 年度階上町老人保健特別会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額からそれぞれ 470 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 26 万 2 千円とするものであります。

歳入歳出予算補正の主なものは、歳入では、国庫支出金 190 万円、繰入金 186 万 4 千円等を減額補正し、歳出では、医療諸費 214 万 5 千円、予備費 200 万円等を減額補正するものであります。

議案第 23 号 平成 20 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額から、それぞれ 24 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3,941 万円とするものであります。

それでは、第1表歳入歳出予算補正についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、繰入金 28 万 7 千円を減額補正し、使用料及び手数料 3 万 9 千円を追加補正するものであります。

歳出につきましては、施設管理費 24 万 8 千円を減額補正するものであります。

次に、第2表債務負担行為補正であります。資金斡旋制度の申請者がなかったため、廃止するものであります。

議案第24号 平成20年度階上町介護保険特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額にそれぞれ 695 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 8 億 225 万 8 千円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、繰入金 216 万 9 千円、諸収入 152 万円等を減額補正し、国庫支出金 895 万 8 千円、支払基金交付金 166 万 8 千円等を追加補正するものであります。

歳出につきましては、総務費 329 万 6 千円、予備費 263 万 3 千円等を減額補正し、保険給付費 567 万円、基金積立金 725 万 4 千円を追加補正するものであります。

議案第25号 平成20年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額からそれぞれ 1,899 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 8 億 5,460 万 7 千円とするものであります。

それでは、第1表歳入歳出予算補正についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、繰入金 669 万円、町債 1,600 万円を減額補正し、諸収入 370 万円を追加補正するものであります。

歳出につきましては、公共下水道事業費 1,463 万 5 千円、公債費 435 万 5 千円を減額補正するものであります。

次に、第2表繰越明許費についてご説明申し上げます。

平成20年度予算 8 億 1,966 万 2 千円のうち、浄化センター及びポンプ場内工事で、供用開始と直接かわりのない工事費と、入札執行残予算を管渠費に充て整備の促進を図るため、全体で 3 億 2,462 万 3 千円について、繰り越すものであります。

次に、第3表地方債の補正についてご説明申し上げます。

当初、地方債の限度額を 4 億 760 万円としていたものを、1,600 万円減額し、3 億 9,160 万円とするものであります。

議案第 26 号 平成 20 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額からそれぞれ 911 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 8,014 万 7 千円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、保険料 518 万 5 千円、繰入金 335 万 1 千円、国庫支出金 61 万 9 千円を減額補正するものであります。

歳出につきましては、総務費 119 万 3 千円、後期高齢者医療広域連合納付金 792 万 6 千円を減額補正するものであります。

次に、平成 21 年度当初予算編成にあたっての所信について申し述べさせていただきます。

アメリカのサブプライムローンを発端とした金融危機が世界中に広まり、我が国においても多くの企業が赤字決算となる見込みで、更には昨年 10 月から 12 月期の GDP 国内総生産の伸び率も前期比年率マイナス 12% 台となるなど景気対策が喫緊の政策課題となっていることは、ご承知のとおりであります。

こうした景気後退に伴い、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が急激に落ち込む中で、国は、平成 21 年度の地方財政について、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、財源不足が大幅に拡大すると予測しております。

そのため、地方に対しては、安定的な財政運営に必要な地方交付税等を確保することを基本として地方財政対策を講じるとし、「生活防衛のための緊急対策」により、雇用創出等のための地方交付税の増額が地方財政計画に盛り込まれたところであります。

当町においても、これまで第 3 次行政改革大綱並びに集中改革プランに基づく歳入確保策及び歳出削減策を展開し、一定の成果を挙げることができたと感じております。これからも財政状況を注視しながら財政健全化に努め、住み良い町づくりを目指した諸施策を展開してまいりたい決意であります。

平成 21 年度においては、これまでの行政改革・集中改革プランの流れを継続しつつも、町民と町とが共に地域を支えあい、共に地域サービスを支え合う「協働のまちづくり地区計画」を実行に移す元年と位置付け、5 つの施策に重点を置いて予

算編成を行いました。

1つ目は、「協働のまちづくりのさらなる推進」であります。各行政区に策定していただいた地区計画を具現化していくために、主に道路整備予算に重点化し、道路維持工事や私道等整備補助金等のへの予算配分を行い、地区計画路線を整備してまいります。また地区住民によって地域の特徴を活かしたまちづくりを推進できるように「地区計画推進交付金制度」を創設し、地域コミュニティの醸成を図ってまいりたいと考えております。

2つ目は、「借入金残高の抑制」であります。平成 20 年度末の一般会計の借入金残高は 95 億円程度で、平成 19 年度末よりも約 4 億円減額する見込みとなっておりますが、依然として高い水準にあります。このため、引き続き元金償還額よりも借入額が上回らないように基礎的収支の確立を図り、借入金残高の抑制に努め、財政の健全化を図ります。

3つ目は、「研修等による職員資質の向上」であります。平成 19 年度から実施してきた研修を継続し、職員の能力向上に努めるとともに、課及びグループの再編等によって、行政組織体制の強化と職員意識の改革を図り、住民の目線に立った行政サービスを展開し、町民から信頼される職員育成に努めてまいります。

4つ目は、「公共下水道事業供用開始」であります。平成 21 年度は一部供用開始となり、施設が稼働する一方で、公共下水道使用料及び受益者負担金の徴収も始まります。できる限り町民の皆様から接続いただき、公共下水道を利用し、都市的な生活を営むことができるよう整備推進を図ります。

5つ目は、「給食センター移転新築整備」であります。長年の懸案でありました給食センターの移転新築に係る事業費を約 4 億 3,000 万円計上し、平成 22 年度の稼働に向けて、着実に整備を進めてまいります。

以上5つの重点項目に加え、国の緊急雇用対策に呼応した階上岳環境美化事業、継続事業である中山間地域総合整備事業のほか、新たにハートフルプラザ・はしかみへの指定管理者制度導入、防犯灯電気料補助金、コミュニティバス本格運行、国民健康保険税の軽減のための財政特別支援などを実施してまいります。

財政状況を取り巻く環境は極めて厳しく、国の状況も安定しない状況にあっては財政の今後の見通しも容易ならざる状況が予想されます。

行政に対する期待やニーズは、ますます多種多様化しており、それに対応するためにも協働のまちづくりの実現が不可欠であり、各地区の地区計画に町民一人ひとりが参画し、「やって良かった、出来上がって良かった」とみんなで成就感を味わ

い、感動を覚え、地域が一体となった新たなる力「地域力」を高めていただけるよう、諸施策を展開してまいいる所存であります。

それでは、議案第27号 平成21年度階上町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

予算総額につきましては、歳入歳出総額それぞれ55億5,000万円と定めしました。これは、前年度と比べ、率で10.9%、額で5億4,600万円の増であります。

それでは、第1表歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳入であります。町税は、景気後退の影響を受けると判断し、対前年度比5.2%減の9億8,207万6千円を計上いたしました。

地方交付税は、国においては対前年度実績比2.7%増の見通しですが、本町では普通交付税については対前年度実績比1.2%減の19億3,000万円、特別交付税については1億1,000万円を計上し、前年度当初予算比では7.6%増の20億4,000万円を計上いたしました。

繰入金是对前年度比33%増の5億4,541万9千円を計上いたしました。

繰入金の主なものとしましては、財政調整基金から国民健康保険特別会計への保険税軽減のためと給食センター移転新築事業のための取り崩しを含め4億6,095万7千円、減債基金から補償金なしの繰上償還に係るものも含め公債費の元利償還金に充当するため7,788万8千円などを繰り入れするものです。

町債は、給食センター移転新築事業債3億840万円、臨時財政対策債2億6,610万円等、合計で7億5,030万円を起こすものであります。

次に歳出であります。総務費は、構成比18%の9億9,677万1千円を計上いたしました。

主なものとしまして、総務管理費に地区行政推進報償金を組み替え、防犯灯の電気料に充てる補助金とする防犯灯電気料補助金を創設し191万1千円、企画費に平成21年4月から本格運行となるコミュニティバス・スクールバス運行委託料2,550万3千円、平成21年度で3年目となる私道等整備特別対策事業費補助金2,000万円、そして各行政区で策定いただいた地区計画を、地区住民で実施していただけるように、自由度のある交付金を活用していただきたいと考え、新たに平成21年度から平成23年度までの3ヶ年として、地区計画推進交付金を創設し355万円等を計上いたしました。

民生費は、構成比20.9%の11億5,966万5千円を計上いたしました。

主なものとしまして、社会福祉費に障害者福祉の給付費等に2億2,005万

3 千円、ハートフルプラザはしかみの指定管理委託料に 1,648 万 3 千円、老人福祉費に後期高齢者医療療養給付費負担金 8,345 万円、介護保険特別会計繰出金 1 億 1,599 万 8 千円、後期高齢者医療特別会計繰出金 3,422 万 3 千円、児童福祉費に児童手当 1 億 1,003 万円、保育所運営費 3 億 7,535 万 9 千円等を計上いたしました。

衛生費は、構成比 7.6%の 4 億 2,193 万 8 千円を計上いたしました。

主なものといたしまして、保健衛生費に国民健康保険税の軽減分を含み国民健康保険特別会計繰出金に 1 億 7,460 万 3 千円、妊婦健診検査の公費負担を 5 回から 14 回に引き上げし、950 万 4 千円、八戸圏域水道企業団施設整備費出資金 6,312 万 6 千円等を計上いたしました。

農林水産業費は、構成比 6.3%の 3 億 5,181 万 2 千円を計上いたしました。

主なものといたしまして、農業費に中山間地域総合整備事業費に 1 億 793 万 9 千円、林業費に緊急雇用創出事業を活用して階上岳環境美化事業委託料 1,700 万円、水産業費に小舟渡漁港漁村再生交付金事業負担金 990 万円等を計上いたしました。

土木費は、構成比 8.9%の 4 億 9,511 万 9 千円を計上いたしました。

主なものといたしまして、土木管理費に道路橋梁費として各行政区の地区計画路線の維持改修整備を図るため道路維持工事に 1 億円、道路新設改良費 1 億 915 万円、都市計画費に公共下水道施設の管理経費等を含め公共下水道事業特別会計繰出金 8,353 万円等を計上いたしました。

教育費は、構成比 18%の 9 億 9,978 万 2 千円を計上いたしました。

主なものといたしまして、教育総務費に特別支援教育支援員設置に伴う報償金 342 万円、小学校費及び中学校費に学校図書購入費として小中学校合わせて 182 万 5 千円、保健体育費に給食センター移転新築事業として 4 億 3,589 万 6 千円等を計上いたしました。

公債費は、構成比 18%の 9 億 9,667 万 6 千円を計上いたしました。このうち、長期償還元金は 8 億 1,914 万 1 千円、長期償還利子は 1 億 7,671 万 3 千円を計上いたしました。

以上申し上げました歳入歳出予算につきまして、性質別に分類しますと、義務的経費は、前年度比 1.6%増の 25 億 3,185 万 2 千円となり、予算総額に占める割合は 45.6%となりました。

次に投資的経費は、前年度比 72.5%増の 8 億 3,151 万 5 千円となり、予算総

額に占める割合は 15%となりました。

次に、物件費や補助費等と言ったその他の経費は、7.7%増の 21 億 8,663 万 3 千円となり、予算総額に占める割合は、39.4%となりました。

第 2 表債務負担行為は、平成 21 年度より導入されるもしくは継続される指定管理者制度に伴うものであります。

第 3 表地方債は、八戸圏域水道施設整備出資、中山間地域総合整備事業、小舟渡漁港漁村再生交付金事業、道路整備事業、給食センター移転新築事業、臨時財政対策合わせて 7 億 5,030 万円を起こすものであります。

議案第 28 号 平成 21 年度階上町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 17 億 82 万 3 千円とするものであります。

本会計は、平成 20 年度の医療制度の改正に伴う国保税の減収と、交付金の過年度精算による償還金等により、近年にない厳しい状況にあります。

このため、平成 21 年度においては、収入不足の一部を保険税率の引き上げによって賄うこととしております。経済危機といわれる中で、まことに心苦しい限りではありますが、被保険者の方々のご理解を得られるよう努力してまいりたいと考えております。

また、歳出面においては、昨年度策定いたしました特定健診等実施 5 力年計画に基づき、特定健診の受診率向上と保健指導を強化することにより、健康寿命の延伸及び医療費の抑制などの対策を講じ、収支の改善に取り組んでまいります。

それでは、歳入歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国民健康保険税に 5 億 679 万 9 千円、国庫支出金に 4 億 9,543 万 8 千円、療養給付費等交付金に 6,451 万円、前期高齢者交付金に 1 億 9,835 万 9 千円、県支出金に 8,135 万 6 千円、共同事業交付金に 1 億 7,848 万 5 千円、繰入金に 1 億 7,460 万 2 千円等を計上いたしました。

歳出につきましては、保険給付費に 10 億 4,352 万 3 千円、後期高齢者支援金等に 2 億 3,780 万 2 千円、老人保健拠出金に 4,866 万 6 千円、介護納付金に 1 億 772 万 5 千円、共同事業拠出金に 2 億 2,670 万 3 千円、保健事業費に 1,262 万 2 千円等を計上いたしました。

議案第 29 号 平成 21 年度階上町老人保健特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 601 万 9 千円とするものであります。

本会計は老人保健から後期高齢者医療に移行したことに伴う、過年度の精算等に対応するための会計処理費用を計上したものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳入につきましては、繰入金に 481 万 4 千円、支払基金交付金に 660 千円、国庫支出金に 433 千円等を計上いたしました。

歳出につきましては、医療諸費に 131 万円、諸支出金に 450 万 1 千円等を計上いたしました。

議案第 30 号 平成 21 年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,800 万円とするものであります。

それでは、第 1 表歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳入につきましては、使用料及び手数料に 745 万 4 千円、一般会計からの繰入金に 3,054 万 4 千円等を計上いたしました。

歳出につきましては、排水処理施設の管理に伴う経常的経費として施設管理費に 900 万 3 千円、公債費に 2,748 万 2 千円等を計上いたしました。

第 2 表債務負担行為につきましては、水洗便所改造等資金融資斡旋制度による利子補給の債務負担行為であります。

議案第 31 号 平成 21 年度階上町介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 7,392 万 8 千円とするものであります。

平成 20 年 3 月末までは、介護認定率が県下で一番低いことなどから、財政運営的には概ね堅調に推移してまいりましたが、介護報酬の上昇、サービス利用者の増加等により、今後、事業費も増加するものと想定されます。引き続き、予防活動に力点を置き事業費の抑制に努めつつも、真にサービスを必要とする方が、いつでも安心して受けられるよう相談窓口の強化充実を図ってまいります。

それでは、歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、保険料に 1 億 5,375 万 1 千円、国庫支出金に 2 億 138 万円、支払基金交付金に 2 億 5,748 万 7 千円、県支出金に 1 億 2,345 万 2 千円、繰入金に 1 億 3,523 万 5 千円等を計上いたしました。

歳出につきましては、保険給付費に 8 億 4,670 万 6 千円、地域支援事業費に

1,646万9千円等を計上いたしました。

議案第32号 平成21年度階上町公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,930万5千円とするものであります。

それでは、第1表歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、分担金及び負担金に1,659万8千円、国庫支出金に6,600万円、一般会計からの繰入金に8,353万円、諸収入に1,927万6千円、公共下水道事業債に8,000万円等を計上いたしました。

歳出につきましては、総務費に水洗便所等工事資金補給金補助金及び公共下水道接続奨励金などとして2,456万1千円、施設管理費に薬剤等消耗品、浄化センターポンプ場等電気及び電話料などとして3,069万7千円、公共下水道事業費に管渠設計及び監理費用等委託料と管渠工事マンホールポンプ建設工事費などとして1億6,756万6千円、公債費に元金及び利子償還金として4,620万3千円等を計上したものであります。

次に、第2表債務負担行為につきましては、水洗便所改造等資金融資斡旋制度による利子補給の債務負担であります。

次に、第3表地方債であります。公共下水道事業に係る8,000万円を起すものであります。

議案第33号 平成21年度階上町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,381万9千円とするものであります。

歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、保険料に4,952万2千円、繰入金に3,422万2千円等を計上いたしました。

歳出につきましては、総務費に962万3千円、後期高齢者医療広域連合納付金に7,394万5千円等を計上いたしました。

議案第34号 階上町ふるさとにぎわい広場に係る指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町ふるさとにぎわい広場の指定管理者を指定するため提案するものであります。

議案第35号 階上町農村活性化センターに係る指定管理者の指定について、ご

説明申し上げます。

本案は、階上町農村活性化センターの指定管理者を指定するため提案するものがあります。

議案第 36 号 階上町住民集会所に係る指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町住民集会所の指定管理者を指定するため提案するものであります。

議案第 37 号 八戸市階上町田代小学校中学校組合規約の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、八戸市階上町田代小学校中学校組合の事務所の位置を変更するため提案するものであります。

議案第 38 号 火薬類取締法に基づく事務の委託についてご説明申し上げます。

本案は、火薬類取締法に基づく事務を八戸地域広域市町村圏事務組合に委託するため提案するものであります。

議案第 39 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の候補者に 坂下 武治 氏を推薦するため提案するものであります。

議案第 40 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の候補者に 根岸 龍典 氏を推薦するため提案するものであります。

議案第 41 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の候補者に 谷川 保博 氏を推薦するため提案するものであります。

議案第 42 号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の候補者に 渡部 和子 氏を推薦するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程においての質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決下さるようお願い申し上げます、提案理由の説明

といたします。（町長降壇）

議長（松森 蒿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第4、議案第43号 階上町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についての件を議題と致します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第43号 階上町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第20号 平成20年度階上町一般会計補正予算の件を議題と致します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第20号 平成20年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第6、議案第21号 平成20年度階上町国民健康保険特別会計補正予算の件から、日程第9、議案第26号 平成20年度階上町後期高齢者医療特

別会計補正予算の件まで4件を一括議題と致します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

日程第6、議案第21号 平成20年度階上町国民健康保険特別会計補正予算の件から、日程第9、議案第26号 平成20年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算の件まで4件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第10、議案第23号 平成20年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件、及び日程第11、議案第25号 平成20年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算の2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

日程第10、議案第23号 平成20年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件、及び日程第11、議案第25号 平成20年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算の2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程12、陳情第1号 法務局職員の増員に関する陳情についての件から、日程第14、陳情第3号 保育園の保育料軽減についての陳情の件まで、3件

を一括議題と致します。

お諮り致します。

ただいま議題となっております陳情の件については、会議規則第92条の規定により、陳情第1号の件を総務財政常任委員会に、陳情第2号と陳情第3号の2件を教育民生常任委員会にそれぞれ付託致したいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって陳情第1号を総務財政常任委員会に、陳情第2号と陳情第3号の2件を教育民生常任委員会に付託することに決定致しました。

お諮り致します。

議事の都合により、3月6日から、3月9日までの4日間、休会と致したいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3月6日から、3月9日までの4日間、休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

次の会議は、3月10日 午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（閉会時刻 午前11時54分）

平成21年第2回階上町議会定例会

議事日程第2号

平成21年3月10日 午前10時09分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	百目木和俊君	2番	大江和夫君
3番	林貢君	4番	浜谷政己君
5番	加藤祐君	6番	重文字勝義君
7番	鹿原章男君	8番	石川清人君
9番	山田恵治君	10番	土橋信夫君
11番	郷州公典君	12番	畑中弘實君
13番	木村勝彦君	14番	松森蒿君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長	浜谷豊美君	副町長	高谷清孝君
教育長	村上富士夫君	総務課長	浜谷義勝君
町民課長	寅谷信廣君	保健福祉課長	上博文君
産業建設課長	中村豊志君	教育課長	高橋信一君

会計管理者	小 沢 勝 君	総 務 G L	田 中 昇 君
企画財政 G L	沼 沢 範 雄 君	税 務 G L	南 正 人 君
戸籍住民 G L	上 野 文 生 君	健康増進 G L	梨 子 謙 一 君
福 祉 G L	木 村 良 三 君	産業振興 G L	荻 ノ 沢 甚 逸 君
土木建設 G L	佐 京 孝 信 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 向 達 人 君
教 育 G L	池 田 隆 君	代表監査委員	志 民 安 之 助 君

職務のための出席者

議会事務局長 浜 谷 操 君 総務課総括主幹 地代所 康二 君
 総務課総括主幹 引 敷 林 広 貴 君

開会の宣告

午前 10 時 09 分

開議の宣告

午前 10 時 09 分

議長（松森 蒿君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1 一般質問を行います。

順次質問を許します。

3 番、林貢君の質問を許します。

3 番（林 貢君）ハイ、3 番、林です。

議長（松森 蒿君） 3 番、林 貢君。（林議員登壇）

3 番（林 貢君） 3 月定例議会に一般質問の機会を頂きましたことにお礼申し上

げます。

初めに定例会として最後となります、3月末を持って階上町職員から県職員に復職されます高谷副町長に、心からお祝いとお礼を申し上げます。特に高谷副町長は事務改善等、職員の指導にあたられた他、再三にわたる談合情報に対し指名審査会委員長として、その適正な処理に手腕を発揮されました。欲を言わせて頂きますともう少し残って頂いて第1次産業、特に農業振興にその力を借りられればと思いますが、これも組織のきまりですので残念ではありますが、どうか県に戻られましても、階上町のためにお力添えを下さいますようお願い申し上げます。またこれからの一般質問等でなにかご所見等がありましたら、ご所見を頂ければ幸いに存じます。

それでは第1点目の給食食材に地場産の利用についてであります。国では食育基本法に基づく2006年の食育推進の基本計画で10年までに地場の需要割合を30%以上に引き上げる方針を打ち出しております。2007年度現在全国平均が23.3%、本県は平均を上回る61%となっておりますが、地元市町村産は12%、それを除く県内産は43%となっております。農業立県を目指す青森県としましては地場産消費の推進を図らなければならないと考えますがその中で、本町の状況はどのようなになっているか伺います。

また地場産の利用は子供達の食の安心、安全を図るのみではなく本町の産業振興の起爆剤の一つでもあります。地場産の品目を子供達に教えることによって本町の産業教育の一端になるものと考えます。本町は、米はもとより、ねぎ等も中央市場で評価が高いと伺っております。また、ハウスいちごも着手した農家があったはずです。少しでも一度でも地場産の材料を利用することによって、そこから多くのことが生まれてくるものと考えます。階上町は農産物だけではなく、海産物もありその利用によって相乗効果は大いに期待できると思います。文科省学校健康教育課では農家、漁家等の生産者と学校や給食現場が協力する体制を各地で作り、全体を底上げしたいと目標を設定しているようであります。自給率の向上とも大きく関連する事項でもあり、現在進められております給食センター新築を契機として地場産の食材利用の推進を図ることが重要と考えますが町長の所見を伺います。

第2点の雇用対策について伺います。アメリカ発の金融危機による100年に一度の世界経済の悪化が日本にも影響し、青森県、そして本町にもその雇用環境に打撃を与えております。先の厚生労働省の発表では2月27日現在、1月調査より26.4%増の157,800人の非正規労働者が失職したとあります。青森県に於いて

も 2,069 人の雇い止めとなっております。また、求人倍率も 0.35 倍と全国で 46 位と非常に厳しい状況となっております。さらに正社員のリストラ、内定取り消し等も現実となっております。失職者数を 40 万人とする業界団体もあるとされております。そこで現在、階上町で失職されたり、内定取り消し等があるのか雇用対策はどのように進められているのか伺います。以上で壇上からの質問を終わります。（林議員降壇）

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町長 浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、林議員のご質問にお答えします。

まず、給食の食材への地場産物調達についてであります。現在、町内小中学校における地場産品の利用状況については、週 3 回のご飯は平成 18 年 12 月より全量、町内産「まっしぐら」を利用しております。また、麺類として、年 1 回町商工会の海藻ラーメンも利用しております。さらに、おかずと汁ものは県内産や国内産の食材を使うことで、子どもたちに安心・安全な給食の提供に努めているところであります。

ご質問の「給食の食材に地場産物を取り入れること」につきましては、ご承知のように、平成 17 年に食育基本法が施行され、青森県食育推進計画が平成 18 年 11 月に策定されました。本町においても、平成 19 年 12 月に「広げよう！笑顔の輪 伝えよう！ふるさと階上の味」をテーマに、階上町食育推進基本計画を策定したところであります。

その基本計画にも「学校給食における県内産品の利用割合を増やす。農協、漁協及び商工会と連携を図り、学校給食における階上産品の消費拡大に努める。」という方針を示したところであり、議員ご指摘のように、地場産の食材を学校給食に採用することは、町の産業振興にもつながっていくことと認識しているところであります。

地場産品の利用について、これまでも町内産の農水産物を給食用食材に使用できないか関係団体と協議した経緯もありますので、今後においても、給食センターでどのような食材が、どの時期に、どれだけ必要であるか等を精査した上で、産業振興の面からも地産地消を推進するため、関係機関・団体と連携を図り、検討して参

りたいと考えております。

次に、町の雇用対策についてであります。議員ご案内のとおり、雇用情勢の急激な悪化に対応するため、国の第2次補正予算に再就職支援対策が盛り込まれたところであり、先般、県から、「緊急雇用創出事業」について1,520万円の配分を頂いたところであります。

町ではこの事業を活用して、平成21年度に階上岳の環境美化に取り組むこととし、今議会に所用の予算を計上しているところであります。

その内容としては、①交流の森広場周辺の河川水路の雑木伐採や除草、ごみの撤去、②階上岳の町道両側の草刈り及びごみの撤去、③階上岳林内の下刈り等を実施するもので、5月から11月までの期間で、新規雇用37人の創出を見込んでいるところであり、4月早々に業者委託したいと思っております。以上で通告にあった内容についての答弁でございます。(町長降壇)

3番(林 貢君)ハイ、議長。

議長(松森 蒿君)3番、林 貢君。

3番(林 貢君)それでは続けて質問させていただきます。第1点目の給食の食材に地場産の利用についてであります。これは先ほど答弁にもございましたように給食センターだけではなく、前段でも申し上げましたように教育委員会も一体となり4月から学校給食法が改正されることに伴い、最近特に給食に対する学資指導要領も変わってきていることは今更私が申し上げるまでもないのであります。給食は食の伝統文化の理解と継承、また、食を通して命の尊さと豊かな心の育成が図られると言われております。今後教育委員会だけではなく、4月からスタート予定の産業振興課等、関係課とも連携し地場産の利用を図って頂きたいとお願いする次第であります。

第2点目の雇用対策についてであります。県に於いてもふるさと雇用再生特別対策事業、緊急雇用対策事業等の対策により、雇用創出をしております。また国に於いても介護、農業、環境等から自治体支援により雇用創出を図って206事業のメニューを設定しております。すでに生活支援として定額給付金が支給され始めており雇用対策をはじめとして新規雇用創出のための支援策が発表されております。この事業を積極的に取り入れて本町の町民生活安定のため努力をお願いしたい

と考えておりますが町長のご所見をお願いします。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 林議員の再質問にお答えいたします。議員のご指摘のように、現在のいろんな教育環境を取り巻く状況も大変複雑化しているなか、食育教育は重要だと認識しております。教育委員会と連携を図り、産業振興も含めて 4 月から新設します産業振興課と連携をとりながら、この両面を一体化して子供達の食に対する認識を深め、農業振興にも貢献できるように進めて行きたいと考えております。

2 点目の雇用対策については現在国の 2 次補正、そして県の補助等も有効に活用しながら積極的に町の雇用対策に取り入れて参りたいと考えております。

3 番（林 貢君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 3 番、林 貢君。

3 番（林 貢君） 1 点目の給食材料の件では、出来るだけ地元産の食材を利用する対策をお願い申し上げます。第 2 点目の雇用対策であります、町民は本当に大変な思いをしております。私も以前給食センターに勤務しておりました時に、給食費の未納家庭を訪問したが、給食費だけでなく家のローンも払えず明日にも退去したければならないという場面にも何度か会いました。その当時でもそういうことがあった訳ですから、現在のこの大変な時期、この後さらに大変になることは明白であります。今定例会に特別職の報酬の案が提案されております。「高いか、低い」は別としても町民の中には 1 日 1 日が大変な思いをしていることも知って頂いて階上町のトップリーダーとしての舵取りを心からお願いして質問を終わります。

議長（松森 蒿君）以上で 3 番、林 貢君の質問を終わります。

4 番、浜谷政己君の質問を許します。

4 番（浜谷政己君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）4 番、浜谷政己君。（浜谷議員登壇）

4 番（浜谷政己君）3 月定例会に一般質問の機会を頂き感謝申し上げます。通告に従い質問をさせていただきます。

景気浮揚対策について質問します。アメリカ発の金融危機が世界に広がり日本経済を巻き込み、結果国民総生産がマイナス 12.7%になったと報道されておりますが、我々町民の生活にも影響が出ていると思います。この状況に対し国の第 2 次補正予算が成立し、この中には生活対策関係の予算が入っていますので、これが景気浮揚に効果が大きく期待するものであります。そこで町としても景気対策が必要と思われると思いますが町長の考えを伺います。

次に町職員の女性管理職、監督職の登用と各種委員会等の女性委員の登用について質問致します。男女雇用均等法は、雇用の分野においては男女の均等な機会及び待遇を確保すると定めております。さらに男女共同参画社会基本法では男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画する機会が確保され、それぞれが均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を共有することができ、また男女ともに責任を担うべき社会を期すとあります。真の男女平等が達成される社会を目指して国及び県は啓蒙活動を積極的に実施しています。その点、わが町では少し消極的であると思われる。例を挙げれば女性職員の課長級は平成 14 年度に 1 名あったと記憶しておりますが、平成 17 年度にグループ制を導入された以後においてはサブリーダー以上の管理職や監督職に女性の登用がされておられません。有能な女性職員を管理職や監督職に登用すべきと思いますがいかがでしょうか。

また、各種委員等の女性登用についても同様に思います。町長の所見をお伺いします。

次にコミュニティバスについて質問します。患者輸送車は昭和 44 年 9 月から、またスクールバスは昭和 48 年 4 月からそれぞれ運行され、今日まで住民の足となって利用されて参りました。平成 21 年 4 月からコミュニティバスとして新たにスタートすることとなりました。さて、西部地区はスクールバスを併用するということですが東部地区ではスクールバスの併用がありません。遠距離通学の生徒も多く難儀しているようであります。道仏中学校の朝晩は保護者の自家用車による送迎が見受けられます。どうか東部地区の中学生以下についても無料として

頂きたいものです。また全町的に経済困窮者等、弱者についても同様に思います
が町長のお考えを伺います。以上壇上からの質問を終わります。（浜谷議員降壇）

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町長 浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、浜谷議員のご質問にお答えします。

始めに景気浮揚対策についてであります。3月5日に承認して頂いたとおり、
国の第2次補正予算による定額給付金の交付、わが町では3月31日からの公布
としておりますがこれに合わせて、4月3日から階上町商工会では、町内での消
費拡大と町民の生活支援のために20パーセントのプレミアム付き商品券1万2
千円分を2千5百セット発行することにしており、プレミアム分5百万円は町が負担
し、先ほど申し上げましたように町民の生活支援の一助とするとともに景気浮揚に
繋がたいと考えております。

さらに、地域活性化・生活対策臨時交付金9千7百71万6千円等を活用し、
雇用確保と活性化対策として階上ブランド推進事業に約6百万円、及び駅前地区
生活排水対策工事と赤保内生活対策河川工事に9千7百万円で、実施することで
準備作業に入っております。

次に、2点目の男女共同参画についてであります。平成11年に「男女平等参
画社会基本法」が施行され、本県に於いても平成12年に「男女共同参画プラン2
1」を策定し、男女の意識改革をねらいとする各種研修、啓発、学習活動などを重
点的に推進し、市町村も取組むよう促したところであります。

これを受け、町でも今後男女共同参画推進プランを策定し、各種委員等への女性
登用を図って参りたいと考えております。

現在、各種委員会等への女性委員は全体の約25%で、三戸郡内においても最も
高い割合となっております。

次に、女性職員の管理・監督職の登用についてであります。現在、本町の女性職
員の割合は、平成17年から第3次行政改革大綱に基づき削減を進めるなか、職員
全体の約43%となっております。

ご質問の、女性職員の管理・監督職の登用につきましては、議員ご案内のとおり
平成14年に課長・課長補佐級の女性職員の登用がありましたが、平成17年の組

組織改編による課の統合やグループ制の導入に伴う、管理・監督職ポストの縮小等により登用がありません。

しかしながら、以前の補佐級と同格である総括主幹は22名となっており、その内、女性職員の監督職は59%を占めております。

新年度からは、新たな組織改編に伴い、責任を明確にするためリーダー及びサブリーダーの監督職を置くこととしたところであり、これらへの女性職員の登用を進めて参りたいと考えております。

次に、3点目のコミュニティバスについてお答えいたします。

東部地域の生徒の乗車については、中央・西部地域と同様に通学用として無料で利用できることとしております

また、障害者についても無料としておりますが、ご質問の経済困窮者、弱者を無料とすることについては、交通対策検討委員会において協議されましたが、その線引きが困難であるとの理由で運賃を徴収することとしたところであります。

今後利用状況を考慮して判断していきたいと考えております。(町長降壇)

4番(浜谷政己君) ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 4番、浜谷政己君。

4番(浜谷政己君) 景気浮揚対策についてであります。これはプレミアム付商品券の発行という事で、これを行う町商工会の勇気ある決断で、階上町の景気浮揚に大いに貢献されるものと思っております。また、プレミアム分の町の英断に対し感謝するとともにお礼申し上げます。このプレミアム付商品券は、町が実施する定額給付金に合わせて発行されるものと思われませんが、定額給付金の交付を町民は待ち望んでいます。その支給方法等についてお尋ねします。その他の施策も相当な効果が得られると思います。町民のために頑張ってください。

次に女性職員の管理監督の登用ですが、今この議場をご覧になっても、一人も女性がおりません。どうか女性職員も管理職や監督職としてこの場に居られるよう希望するものであります。男女共同参画推進プランを策定するとの答弁がありました。よろしくお願いします。各種委員等の女性の登用率については郡内1位となっているとのこと、認識を新たにしました。町の努力に感謝いたします。

次のコミュニティバスについてであります。中学生以下は無料で乗車できるよ

うにする。また弱者である障害者についても無料にするのご答弁を頂き有難うございます。その他の弱者についても今後ご検討をお願いします。

総務課長（浜谷義勝君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）総務課長、浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君） 1 点目の定額給付金の支給方法、時期についてでございますが、定額給付金給付事業につきましては、先ほど言われておりますとおり、生活支援及び地域経済の振興という事で、平成 21 年 2 月 1 日を基準日と致しまして、町の住民基本台帳に記録されている者と、また、外国人登録者原本に登録されている者に、一人につき 1 万 2 千円、18 歳未満及び 65 歳以上につきましては 2 万円を支給することとしておりまして、給付方法と致しましては、口座振替及び窓口現金払いとすることにしております。町の全体の支給額につきましては約 2 億 2 千 5 百 90 万円、3 月補正で計上したところでございます。尚、今後のスケジュールでございますが、各世帯に今月の 13 日に申請書等を送付して参ります。受付時期につきましては 3 月の 16 日から、9 月の 16 日までの 6 か月間としてございます。受付場所につきましては役場 1 階の事務室で受付を致しまして、平日は 8 時 15 分から午後 7 時まで、土曜・日曜日につきましては朝 8 時 30 分から午後 5 時までとして町民へサービスに努めて参りたいと考えております。

また、高齢者等振込詐欺・振替防止それから個人情報の搾取等呼びかけチラシも合わせて送付することとして、作業を進めているところでございます。支給日につきましては先ほど町長も申し上げました 3 月 31 日を目途に進めて参りたい。その後順次受付によりまして、町の支払い日に合わせて順次支払いをして行きたいと考えております。

4 番（浜谷政己君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 4 番、浜谷政己君。

4 番（浜谷政己君） ただ今、総務課長から詳細にご説明を頂きましてありがとう

ございます。定額給付金の交付申請は16日から開始というふうに聞きましたが更には土日でも受付をしてくださるという事でございます。職員にはご苦勞を掛けますがよろしくお願いします。第1回目の支給日は今月の31日ということですが1日も早く支給してくださるようお願いしまして一般質問を終わります。

議長（松森 菫君）以上で4番、浜谷政巳君の質問を終わります。

10番、土橋信夫君の質問を許します。

10番（土橋信夫君）ハイ、議長

議長（松森 菫君）10番、土橋信夫君。（土橋議員登壇）

10番（土橋信夫君） 平成21年3月議会において一般質問の機会を頂き誠にありがとうございます。先の通告に従って質問を致します。

本町の公共下水道事業についての質問をお願いします。この4月からいよいよ公共下水道事業の一部が供用開始となります。平成11年12月に漁業集落排水事業がスタートして現在862人が利用しているそうです。加入率は75.9%と伺っております。今回の事業開始となれば町が計画している平成30年度、目標80%の達成率を可として漁集並びに公共下水全体で区域人口3,426名、内80%加入として約2,740人の町民が下水道の整備された土地に生活できることになります。

地方誘致企業のトップが、場所の選定条件の第1にするのは社員の方々の生活の快適性だそうでございます。中でも、生活排水処理施設の整備は必至項目といわれております。ただし、環境整備の中で、最も経費の必要とするのが生活排水事業であります。事業の実施に当たっては、施設整備のための投資的経費や、維持管理事業に要する経常的経費の全てを利用料で充当していくという事が最良ではありますが、公共事業でもあり、将来の先行的投資という観点からも事業費の不足が生じた場合に一般会計からの繰り入れという事も止むを得ないかも知れません。

ただし、過度の一般会計からの繰り入れは税負担の原則から言って不公平を生じさせることになります。目標値を最大に見ても2月1日現在の人口、住民基本台帳ですが14,860人からの利用比率は18.4%に留まります。県内において、本町と類似する標準財政規模の町村の中でも3億・4億といった一般会計からの繰出し金を決算に計上している団体もあります。適正な事業経営、可能な限り今後のリ

スクを予見し緻密な経営計画を策定し、最小の経費で最大の効果を実現する公共下水道事業であってほしいと念願するものであります。以上の思いから次のような内容について町長のお考えをお伺いします。

まず1点目は、一般会計からの繰出し金縮減のためにどのような方策を講じられるのか。

2点目として、接続率の下方修正や管理費の増大などにより、経営状況の悪化が生じた場合どのような基本的対応策を講じるつもりなのか。

3点目として料金設定の根拠は、以上3点の質問をして壇上からの質問としたいと思います。（土橋議員降壇）

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君）それでは、土橋議員のご質問にお答えします。

始めに一般会計からの繰出し金縮減のための方策についてであります。ご案内のとおり、昨年12月に策定した階上町公共下水道管理運営計画では、計画最終年目標年度の平成30年度は、接続率目標を80%として、茨島浄化センター等の施設維持管理費と一般管理費を合わせた約4,000万円程度を使用料で賄う方向で、今後検討していくとしたところであります。

申し上げるまでもなく、一般会計からの繰出し額を少なくするには、施設の維持管理費やその運営に係る経費を抑える一方で、収入確保を図ることが重要であります。

このため、現在稼働中の大蛇地区漁業集落排水施設とこれから稼働する茨島浄化センターや中継ポンプ場の一括管理や、施設の維持管理に係る経費の徹底した節減を行うほか、収入確保を図るため、排水処理区域内の住民に対し、水洗化による便益や接続工事を行う際の助成制度等の周知徹底を図ることにより接続率の向上に努め、繰出し金の縮減を図って参りたいと考えております。

次に、接続率が目標に届かなかった場合等、経営が悪化した場合の対応についてであります。下水道経営のあり方や事業の方向性等を総合的にご審議頂くため、下水道事業運営審議会を設置することとしており、平成23年度に、供用開始後2年間の実績や経営状況等を踏まえて、接続奨励の方策や使用料体系の見直し等も含

めて検討して頂くこととしております。

次に、使用料の根拠についてであります。平成18年2月8日に階上町公共下水道審議会に諮問した際、大蛇地区漁業集落排水施設との整合を図る必要があるとの判断があり、その答申を得て、平成18年3月20日に階上町公共下水道条例が制定されまして、現在の料金設定となったものであります。

先程も申し上げましたが、管理運営計画における使用料設定の前提は、平成30年度の接続率の目標を80%として、施設等の維持管理費等を使用料で賄うことであるので、経営状況を常に監視しながら、定期的に計画内容の見直し等を行い、下水道使用料に限らず大蛇地区漁業集落排水施設使用料につきましても、下水道運営審議会での議論を施策に反映させ、均衡のとれた収支となるよう努めてまいりたいと考えております。(町長降壇)

10番(土橋信夫君)ハイ、議長

議長(松森 蒿君) 10番、土橋信夫君。

10番(土橋信夫君)次に続いて質問させていただきます。私が心配するのは計画のぶれが生じた場合、最終的に一般会計からの繰出金の増額に繋がっていくのではないかとこの事でございまして、計画のリスクを出来るだけ正確に予見しながら計画を樹立しているのかを重点的に質問をさせていただきます。

まず利用料金の前提となるのは人口の推移でございまして、階上の石鉢学区地区で考えれば、まだ少しずつは増加していますが、これから40年・50年先の投資していく訳でありますので、日本の人口がどうなっていくのか、青森県の人口がどうなっていくのか、八戸市を含めた人口がどうなっていくのかという、マクロ的な視点から見ていって、どういう人口や世帯数に変わっていくのかを推計しなければダメだと思います。日本の人口は、今世紀末に6,400万人減ると言われています。階上町が今まで人口が増えてきたのは、八戸市のベッドタウンとして土地が安い、利便性があるという事で人口が増えてきましたが、今後少子高齢化がどう変わっていくのかということによって人、口の推計が大分違ってくるのではないかと感じます。人口の推計が変わってくると、ベースとなる加入率の問題が予定通りいくかどうかという問題もあります。加入する対象の人口がどんどん増えていくと事業とすればやりやすい部分もありますが、人口が増えないということになるとなかなか大

変だろうという思いがあるから言っている訳で、対象となっている野場中地区・蒼前地区の人口がどのような形で推移していくのかという事を教えて頂きたい。それからそれをベースにした利用計画の料金が、18年2月8日に下水道審議会に諮問して答申を得ている。同年3月20日に下水道条例が制定され、さらに料金が設定されましたということです。それで、下水道事業管理運営計画の策定が20年10月です。ですから2年前から料金を策定していて、それで経営計画を2年後に立てている。それで利用料金が安くても黒字経営が出来るという見通しなら、それはそれでいいですが、私が調べたところでは、決して高い使用料ではない。八戸市と比較しても1ヵ月20トン使用したと仮定すれば階上町の場合2,520円で八戸市の場合3,187円になります。八戸市のホームページを見ましたら2ヵ月分・20トンで水道が3,854円、下水道が2,520円、合計6,374円でこれは2ヵ月分ですのでこの半分という形になります。半分は3,187円になります。たとえば50トン使用した場合を調べましたら階上では8,700円、八戸市では2ヵ月で20,202円ですから1ヵ月では10,101円になります。

事業の経営計画を立てる段階で、まずベースとなるのは利用料金であります。そのベースとなるのは加入率、人口だと思います。そういうことを考えた場合、赤字だが、まず計画して、それで途中で料金改定をやって修正していく形なのです。料金を一旦決めたらそれが次の改正のベースになります。先ほど町長の答弁の中で、大蛇地区に整備された漁業集落排水との整合性を図る必要から設定したということですが、それはそれで必要かも知れませんが、如何なる経営状況になって、税金を不公正な形で使っていくかざるを得ない状況を回避する。その方が判断基準として常識ではないかと思っております。今後の経営の考え方が不安だという事がありますので基本的な考え方をもう一度お聞かせください。

それから計画の中の性質部分についてぶれが生ずると大変なことになりますので、確認しておきたいことがあります。人件費についてですが維持管理費がこの計画書では21年度予算776万2千円で推移していています。他の町村と比較しますと非常に少数精鋭の計画を立てていると感じます。果たしてこれでやっていけるのか確認します。私が想定する上で徴収事務がありますし、接続率を20%から80%まで持っていく訳ですから説明会等で十分理解して頂き加入していく、そういう行政事務が非常に大きいものではないか。そういうふうに考えると一人で出来るのか心配です。それから償還事務もありますし、その他の一般事務等この人件費で大丈夫なのか危惧されます。それから支出の方で維持管理費の中で設備の更新と

というのが何時になるのか、ここ30年では無いと思いますが、例えば先行投資する
と考える、或いは11億弱の町民税の約1億4千万・1億5千万という形で、18%
の人が居住する施設のために繰り出し金を出さなければならない計画とすれば、ど
ういう設備がどれくらい更新しないで持つのかをお聞きしたい。そこで幹線、機械
設備、電気設備、建物等の耐用年数は何年になっているのか教えて頂きたい。それ
から最近よく言われる、今設定している建物、機械等については問題がないように
やっていると思いますが耐震基準への適用、それから地球環境への新たなる対応、
たとえば放流先のBODが現在120PPM、SS浮遊物質が150PPMで設定
されている、窒素は今のところ放流基準に出て来ていない、その他に色々なものが
出てくる可能性があるのか。それから現時点で予見される地区環境に対する対応が
あるのかどうか教えて頂きたい。

産業建設課長（中村豊志君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 産業建設課長 中村豊志君。

産業建設課長（中村豊志君）最初に人口の推移でございますが、今、質問頂きまし
た管理運営計画につきましては20年3月31日現在の世帯数及び人口を使用し
て計画したものでございます。今後10年間におきましても横ばいではないのかと
推測はしておりますが、大きな人口増等がありましたら23年度の見直しに反映さ
せて参りたいと考えております。

それから利用料の根拠でございますが計画と利用料の設定が逆になったのでは
ないかとの質問ですが、これは、当時管渠工事の進捗に伴いまして、地域住民に対
して工事内容、或いは下水道使用料、分担金などの説明が必要となったものでござ
いまして、答申を得て使用料を決定したものでございます。その後下水道供用開始
に向けて管理運営計画を定め準備している現状ですが、土橋議員ご指摘のとおり本
来であれば計画が先で条例はその計画に基づき条文化されるのが通常であったと
考えられますが、しかしながら当時管理運営計画に対する認識が薄かったというか、
そのような事でその後の検討によりまして計画を策定したという事でございます。
順序が逆になった結果でございます。

3番目の管理運営計画における人件費でございますが計画策定の段階におきま
してどの程度の事務量になるのか、具体的な必要人員を予測できなかったというこ

とでございますが、維持管理費には引き続き1名分の人件費を見ておりますが、その他の職員につきましては都市計画業務あるいは漁業集落排水業務などの兼務という事を想定しておりまして、兼務の分につきましては管理運営計画に人件費が出てこなかった結果になっております。それから設備の耐用年数でございますが、これにつきまして、建物については50年になっております。これは処理場内の建物です。場外のポンプ場、管理等も50年でございます。あと機械設備、電気設備につきましてはそれぞれ15年から20年の範囲の中で耐用年数が定められております。尚、管渠施設それからマンホール等につきましては50年と定められております。環境の関係につきましてはGLの方から説明させます。

産業建設GL（佐京孝信君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 産業建設GL 佐京孝信君。

産業建設GL（佐京孝信君） 地球環境対策についての対応という事でございますが、通常、高度処理と普通の処理方式がございますが、高度処理というのは排水をする場合に処理を厳しくする場合とそうでない場合とがございます。高度処理の場合は、たとえば東京湾、伊勢湾、大阪湾の閉鎖的な水域に排出する場合とか、湖や沼に排出する場合、国が定めて高度処理をしなければならない事になっています。それは地域を指定してあります。青森県や階上町ではそういうふうな地域はございませんので高度処理の必要はございません。ただし、これから地球環境に対する考え方が厳しくなると想定されますが、その際は国の方針に基づき指導を仰ぎながら対応して参りたいと考えております。

10番（土橋信夫君）ハイ、議長

議長（松森 蒿君）10番、土橋信夫君。

10番（土橋信夫君） 最新の人口の推移を調べて見ました。対象区域の一番大きい所は野場中地区でございまして、野場中地区の人口の推移を見ますと平成9年1,634人、それから増えてきて18年に1,784人、それから19年が減ってきて1,771人、20年にさらに減って1,741人という形のカーブになっています。平

成 9 年から 17・8 年までは少しずつ増えてきている。ただし、それから 18 年をピークにして野場中地区だけについて言えば人口が減って来ている。人口がどんどん増えて行く状況ならいいが、現状では減少傾向にある。この下水道計画だけでなく行政全般で例えば児童福祉の問題、小中学校の管理の問題それから高齢化が進行しての介護の問題とか老人医療の問題等は全体の人口の動きを見て行かないとだめだと思いますので十分に精査してあまりぶれない計画を立てて頂きたい。

それから 2 点目ですが使用料の点です。計画を策定するのが後になってしまったという事の説明でございました。これは最高のベースになるのは利用料金です。その利用料金を設定するのが「バランスを取るためだからスタートした」というのはおかしいのではないか。

たとえばこれから値上げ改定をしていくと考えた場合、どうしても既存の利用料金がベースになっていく訳です。しかも多少値上げしても経営の経常的な部分の赤字が解消する訳はないと思います。計画通りいって加入率 80%で料金収入が 2,603 万 6 千円です。それに比較して一般会計からの繰出しが 6,437 万 4 千円という形で計画数値がなっていますから、スタートする段階で近隣の町村を見ながら、またどういう経営試算になっていくのかというのをはじき出して、そこから逆算して利用料金の設定があるべきだと思いますので、もう一度その考え方をお聞きます。それから人件費についてですが、課長が兼務をさせる計画だと言いましたが、建設改良費の 21 年の 1 億 6 千 7 百 45 万 5 千円、22 年 1 億 6 千 7 百 77 万 5 千円、23 年 2 億 8 百 40 万円これが大きな投資的事業費だと思いますが、ここの部分で建設事業費の中で人件費として 1・2 名分取られているのではないかと思います。ここで 2 名分を見るとすれば兼務させながら 3 名体制で持っていけるような試算かも知れません。けども 24 年に 3 千 4 百 92 万 6 千円、25 年 3 千 5 百 11 万 9 千円という形の事業費になっています。24 年 25 年は私道部分の道路の整備だと思います。ただその後の計画からすると 25 年から 30 年までについて建設改良費は 0 です。24 年 25 年のその金額の道路工事費でもってその人件費を賄っていけるのか。要は 24 年以降の管理体制として今計画している 20%から 80%まで接続率が達成できるのか確認します。

産業建設課長（中村豊志君）ハイ、議長。

議長（松森 萬君） 産業建設課長 中村豊志君。

産業建設課長（中村豊志君） 人口の推移でございますが、土橋議員ご指摘のとおり、十分推移を見極めて参りたいと思います。いずれにしても23年度の見直しの時期に今後の動きを見て反映させていきたいと思います。使用料につきましても先ほど説明したとおり管理運営計画にありますとおり、23年度の見直しの時に十分精査していきたいと思っております。人件費につきましてもご心配を頂いていますが、実際に管理体制が26年度以降どの程度の人員が必要か、現段階では予測できない部分もありますので、先ほど説明したとおり兼務という形で考えております。これにつきましても実際稼働してから23年度の見直しの際には十分検討して行かなければならないと考えております。

10番（土橋信夫君）ハイ、議長

議長（松森 蒿君） 土橋信夫君の本件に関する発議はすでに3回に及びましたが会議規則第55条の但し書の規定により特に発言を許します。

10番（土橋信夫君） 人件費について、途中で見直して兼務できるのではないかとこの事ですが、私も心配で他の町村に取り合わせて見ましたが、おいらせ町の一般会計の繰出し4億1千9百万出ています。職員数は6人です。内4人は管理分として常勤しているということです。六戸町で調べたら10,800人の人口で35.2%の接続率で一般会計からの繰出金が2億9千百万出ています。農集に1億1千4百万出て、4億ほど出ています。職員数は3人です。それから七戸町は18,121人で4,914人27%が接続している。一般会計からの繰出金が2億8千6百万ほどになっている。元利償還分は1億9千8百万でそれ以外は一般管理の方でやはり料金不足が生じて繰出しをしている。職員の数は現在課長を含めて4名です。管理は東北町との広域組合で5名置いている。他の下水道事業を先行している町村はあきらかに繰り出し金による財政が圧迫されて厳しくなっています。ですから言われたからあわてて計画を立てるのではなく、町内8割の住民の血税が繰り出しという形で入って来ているので、それを十分理解して頂いて計画を練っていかないと、ぶれば、ぶれたほど一般会計からの繰出しが多くなる構図になっている訳ですので、出来るだけ適正な経営をしていかれるようお願いいたします。先ほどの答弁の中で管渠の耐用年数が50年とお伺いしましたが、半世紀分、先行投資しています。漁集排も19年度の決算で見ますと3,376万7千の一般会計からの繰出し

があります。ですから適正な管理計画に基づいた経営をやって頂きたいと思います。18年に答申を受け条例を制定して、20年12月以降経営計画を立てた。しかもその当時の単価、あるいは価格でスタートしているのは町長の判断ですのでその訳を伺います。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 使用料金の設定の考え方についての質問ですが、その当時の状況として、すでにスタートしている大蛇地区の漁集がありました。そうした中で本来であれば、他市町村の公共下水道料金も十分精査勘案しながら設定すべきであったと思いますが、その時点において説明会等で大蛇地区との関連を無くしては考えられなかったとっております。確かに妥当性を考えれば公共下水道料金の使用料の在り方ということについては、本来その時点においてもっと慎重に検討すべきであると反省をしております。今後の見直しに当たっては、これまでの料金が当然ベースとなっていく訳でございますが、漁集排利用者にも説明をし、理解をして頂きながら一体化した形で今後は管理計画を立てて運営したい。現在の一部供用開始が進んで来た中で、財政や人口の推移等を見極め、本当に厳しい財政ではありますが出来るだけ管理面において経費の節約図り、加入率の増加に向けて取り組んでいきたいと考えております。

産業建設課長（中村豊志君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 産業建設課長 中村豊志君。

産業建設課長（中村豊志君） 計画で行きますと24年・25年は私道整備ですので、ここの部分では人件費は見ておりますが、26年度以降計画の中では人件費は見ておりません。ただ、先ほど申し上げましたが、どのような事務が生じるのか予測つかない部分もありましたので、このような計画になっています。確かに1名では相当厳しいものと思われるので見直しの際に検討したいとっております。

議長(松森 蒿君) 以上で10番、土橋信夫君の質問を終わります。

1番、百目木和俊君の質問を許します。

1番(百目木和俊君) ハイ、議長

議長(松森 蒿君) 1番、百目木和俊君。(百目木議員登壇)

1番(百目木和俊君) 3月定例会に当たり一般質問の場を与えて頂き感謝申し上げます。通告に従い質問致します。

登切小学校の学校再編に伴う施設の有効利用について質問致します。少子化に伴い小学校の統廃合は全国的な規模で増加の一途をたどっております。我が階上町においても例外では無く、小学校の統廃合を余儀なくされ3月本定例会に条例の一部改正が提出されているところであります。階上町の教育の発祥の地である登切小学校が時代の流れには勝てず、平成21年度を持って統廃合することになっております。登切小学校は私の母校でもあります。ご承知のとおり臥牛山のすそ野に先人の皆様がいち早く青年教育の重要性を認識され、明治7年1月1日創設されました。以来今日まで輝かしい教育実績を挙げ、そしてまた、多くの卒業生を送り出して参りました。また、地域住民の拠り所でもありました。幾ら時代の流れで致し方ない事とは申せ、誠に寂しい限りであり感慨深いものがあります。

そこで、廃校に伴って地域の過疎化、高齢化が進行するのではないかと危惧しておりますが、学校施設の再利用について町の基本的な考えをお伺いします。以上で壇上からの質問を終わります。(百目木議員登壇)

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

町長(浜谷豊美君) それでは、百目木議員のご質問にお答えいたします。

登切小学校の統廃合にあたりましては、それぞれの対象地域の皆さんにとっては、古くからのいろんな思い出、そしてまた地域の拠り所としての施設であつただろうと思います。そういったなかで、これまで学校再編計画の検討委員会が設置されて、地域の方々とこのいろんな意見を伺いながら、そして子供達の学校教育

環境等について検討させて頂きました。今定例会にご提案申し上げておりますように、再編計画として、登切小学校そして金山沢小学校等についての検討委員会からの提言が出され、ご説明申し上げて来たところでございます。今回再編計画という事で上げております登切小学校につきましては、地域環境にマッチした木造校舎という事で、様々な用途に活用が図れる施設と考えております。このため町としましては、産業振興施設、文化交流施設など広い視点に立って、地域の意見を取り入れながら町民、行政、議会及び有識者の方々に、町有財産の活用方法について協議検討していただく「町有財産活用等検討委員会」を設置し、有意義な施設として有効活用できる計画を策定したいと考えております。（町長降壇）

1 番（百目木和俊君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 1 番、百目木和俊君。

1 番（百目木和俊君） 答弁は結構ですが、非常に環境の良い、西には八戸市の市街地が一望できますし、交通の便も南郷のインターから近いという事で、非常に風光明媚なところでありますので、町長からも地域振興を考えた答弁を頂きまして誠にありがとうございます。これから地域からいろいろ声が出てくると思いますが、地域の声も尊重して頂きながら再利用についてご検討願いたいと思います。最後に子供達がバス通学となります。安全確保には万全を期して頂きますようお願い申し上げます。質問を終わります。

議長（松森 蒿君） 以上で1 番、百目木和俊君の質問を終わります。

5 番、加藤 祐君の質問を許します。5 番、加藤祐君。

5 番（加藤 祐君）ハイ、5 番、加藤です。（加藤議員登壇）

5 番（加藤 祐君）平成 21 年度当初予算 3 月議会にあたり階上町の将来を見据え先に通告しておきました 3 点について一般質問をさせていただきます。

まず、1 点目は職員の視察研修についてお伺いします。階上町の行財政改革が大きく進む中に町長、町民、行政、議会が一体となって努力した結果ある程度財政の安定を見ることができたと思いますがその反面職員の削減や経費の削減と厳しさ

だけが進み、職員の社会的情報や行政の取り組みの遅れが心配になります。特に高い識見を求められる課長やGLは社会の動きを知ることと、また、先進地の行政の取り組みを勉強し人間関係を作ることにより、尚一層の町づくりが進むことと確信します。職員の視察研修を提言しまして町長の考えをお伺いします。

2点目は、本町小中学校敷地内での禁煙についてお伺いします。健康増進法制定を受けて、階上町教育委員会も平成16年4月から導入したと聞きますが、その後町民からは、先生方が休憩時間になると校門の前で煙草を吸っていると聞きます。私も何度かその姿を見ましたが、子供達に与える感じは良くないし、先生の教育者としての人格を守らなければならないと思います。先生方の煙草の喫煙場所確保のために何らかの方法を提言するものでありますが、町長・教育長の考えをお伺いします。

3点目は旧島田縫製建屋及び土地利用の取り組みをお伺いします。尚、本定例会の一般質問にあたり関係各位のご指導ご鞭撻に感謝と敬意を申し上げ壇上からの質問を終わります。（加藤議員降壇）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは加藤議員のご質問にお答えします。

議員ご案内のとおり、職員が先進地研修等により高い識見と知識を得ることは、町民サービス向上の観点においては必要なことと認識しているところであります。

これまでも青森自治研修所、市町村職員中央研修所等において税務、下水道等の専門研修や東北自治研修所での長期研修の受講により職員の資質向上を図ってきたところであります。

今後は、厳しい財政状況ではありますが、職員自ら資質の向上を図るよう研修メニュー等の情報を提供し、他町村の先進地研修、専門研修を始めとするシンポジウム等にも必要に応じて参加させて参りたいと考えております。

次の第2点目の質問については教育長に答弁させます。

それでは、3点目のご質問についてお答えいたします。

旧島田縫製建屋については、12月の一般質問で加藤議員にご答弁申し上げましたとおり、去年の10月20日に代物弁済により所有権が町に移転になったもので

あります。

その後、建物を調査し状況を確認したところ床等の痛みがひどく、改築しないそのまゝの状況では利用が無理と判断しているところです。

このような状況も踏まえ、今後の活用方法については、「町有財産活用等検討委員会」で計画案を策定することとし、その過程において議員の皆さんとも協議していきたいと考えております。（町長降壇）

教育長（村上富士夫君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 教育長 村上富士夫君。

教育長（村上富士夫君）加藤議員の2点目の質問事項についてお答えします。

「小・中学校敷地内の禁煙」については、平成15年5月1日から施行された健康増進法の第25条に則り、児童喫煙防止に係る措置をとるべき公共施設の第1番目に学校施設が挙げられていることを重く受け止めたものであります。

県教育委員会では、平成15年5月に県立学校等の敷地内全面禁煙について通知を出すと共に、県教育委員会事務局と各教育事務所にも全面禁煙を導入し、市町村教育委員会に対しても小・中学校の全面禁煙化を求めたところであります。

本町の小・中学校の敷地内禁煙については、これらの経緯を踏まえ、平成16年4月1日から実施したものであり、健康増進法の趣旨に則った正しい判断によるものと認識しております。

しかし、児童喫煙防止の在り方については、分煙方式も考えられることや、個人の嗜好等さまざまな問題を抱えており、議論が分かれるところであります。

今後、成長期にある児童生徒の健康を守ることの必要性を第一に考えながらも、どのような改善策があるのか、学校と情報交換するなど、検討して参りたいと考えております。

5番（加藤 祐君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 5番、加藤祐君。

5番（加藤 祐君） 町長も21年度の重点政策として職員の研修実施計画を所信

でも述べられていましたし、ただ今も答弁を頂きました。私も思っていました。町の第1次行革、第2次、第3次と進められて参りました。八戸との合併を乗り越え単独で町を支えて行こうと決めてから、一丸となって支えてきた結果9月の決算でも安定を見出してきた。ただ、これから下水道の償還が始まりますと23年以降はまた厳しいものになると認識しています。

しかし職員の教育育成が進んでいないと見ています。他の市町村の取り組みを見ますと階上町は「まだまだ」と安じております。我が町の職員は、立派な職員ばかりと思っております。また、その立派な職員も、磨かなければ光らない訳でございます。そういう磨きをかけるには投資もしなければなりません。行政は知恵と工夫と知識を持つことが大事であり、国の発信する情報をしっかりつかんで、議論しながら進めていくものと確信しています。

町長も考えているようですので、当初には予算がありませんが、補正等で予算を付けて幹部職員の識見を高めるために研修が必要だと思います。それによって人間関係が作られ他市町村との交流が出来れば、我が町の問題等を解決するための情報が得られるのではないかと思います。

学校の煙草の禁煙、喫煙のことですが、私は矛盾していると思います。今まで吸っていた人に健康増進法で禁煙を制限されてきたと認識していますが、たとえば、運動会等で父兄の方々がコーヒーの缶を灰皿にして木の陰で吸っています。それを生徒が見ています。喫煙場所を設けていない。そうすると喫煙する先生方のストレスの発散場所がない、非常にストレスがあると思いますので、敷地の中に分煙場所を設けて休憩時間等で利用できるようにしてはどうかと提言します。教育長の特段なる御配慮をお願いします。

3点目の中で旧島田縫製の建屋の跡地、これは2年前に私が質問したことから始まったもので、その後不動産鑑定をしないで建物を整理してからやることでございました。その建物を整理するために町はどれくらいリスクを負ったのか。昨年それを整理しましたが、前回、議会に説明した時は建物を整理して土地を分譲して売るような事でしたが、それが何時しか無くなっている。今年の当初予算にも何かしらの予算もついていない。それは如何なものかお答え願います。それから1点目の研修は補正を組んでも重点的に進めて頂きたい。2点目の喫煙場所の確保を具体的に考えるのかお聞きしたい。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 町長、浜谷豊美君。

町長(浜谷豊美君) 1点目の幹部職員の研修ですが、新年度の重点施策の一項目に加えてございます。当初予算には、現在予定している研修については計上してございます。今後必要に応じて内容を精査しながら検討して行きたい。分煙につきましては先ほど教育長から色々お話がありましたが、教育現場において何ができるのかを十分検討した上で進めていかなくてはならないと思っております。それから3点目の島田縫製分譲の件ですが、加藤議員からも分譲によって人口の増を図り、町の活性化につながるという提言は再三お聞きしていますが、今後、検討委員会のなかで検討し、また議員の皆様からご意見をいただきながら進めて行きたいと考えております。

総務課長(浜谷義勝君) ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 総務課長、浜谷義勝君。

総務課長(浜谷義勝君) おおよそ仮処分から協議までで280万ほど掛かったと記憶しております。

5番(加藤 祐君) ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 5番、加藤 祐君。

5番(加藤 祐君) 町長から前向きな答弁を頂きました。そのなかで旧島田縫製の件については、税金を使いながら整理をつけた訳ですから、建物をいち早く取り壊し、そして有効利用を一刻も早くしないと町のためにはならないと考えますから議会に出しています。その事をご理解して頂きたいと思います。最後に長い間階上町の町政を支えてこられました浜谷課長、高橋課長、小沢会計管理者には、大変ご尽力頂きました事に感謝と敬意を申し上げ、また、今期で県に戻られます高谷副町長には今後階上町のためにご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、皆様のご健康をご祈念申し上げまして質問を終わります。

議長(松森 蒿君) 以上で5番、加藤 祐君の質問を終わります。

ここで暫時休憩致します。

(休憩 12時20分)

(再開 12時32分)

議長(松森 蒿君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、石川清人君の質問を許します。

8番(石川清人君) ハイ、8番、石川です。

議長(松森 蒿君) 8番、石川清人君。(石川議員登壇)

8番(石川清人君) 今日、世界中が不況の中、日本は元より我が階上町においても非常に厳しい状況でございます。緊急に雇用対策を立ち上げ、一日でも早く就労できるようにすることです。この不況をかんがみながら通告に従い質問致します。

第1点目でございますが、市町村合併と今後の町の取り組みについてでございます。先般の町長選において、合併推進を訴え多くの町民から票を頂き、当選された訳でございますが、今までの合併についての経過と今後の見解を示して頂きたい。また、この合併に当たり町長が町議会議員の際にも「町はもはややって行けない。合併するしかない。」「合併すると間違いなく調整区域が掛かる」という事でございました。これも止むを得ずの認識で合併推進という事で行動されたものでございます。前町長は行財政改革、2億減を掲げて当時の3役、職員、区長や我々議員定数4人減等のカットで階上町を守ると決意をし、議会に相談し、可決した訳でございます。町長はその時の議員でもありました。今日まで区長さん、町民の要望等を最小限に我慢して頂き、現在の階上町がでございます。この経過を踏まえどのような考えを持っているのか、また、在任期間あと10か月でございますがそれに向けての特別な取り組みがあるのか合わせてお伺い致します。さらに予測もつかないこのような不況のなかではあるが、当然4年間の退職金はもらっていい事です、1,700万ほど12月に頂きます。そして今、最後の、町長におかれましては集大成最後の年度、21年度予算案に町長報酬を現状より年間約400万ほど高く盛り

込まれておりますがその考えを説明願います。また、副町長の選任とその抱負についても説明願います。

2 点目と致しまして、保育料の軽減についてでございます。昨年からの大不況により倒産、リストラ、退職、そして退職・リストラでなくても我が階上町の大手の会社でも「待機まち」という状況であります。また、仕事をしたくても勤め先が無い状況の中、全国で緊急雇用対策を進めているところでございます。本町においては、まだなにも決定されていない状況でございます。いつも申し上げておりますが非常に対応が遅い訳でございます。先ほど林議員の雇用対策の質問でもございましたが、通常の雇用対策の話だけで、緊急の雇用対策は町長から何一つ出ておりません。非常に残念です。緊急対策について今後どのように考えるのかお尋ね致します。先ほどの答弁ではございませんが「公園の草刈りとか、森林がどうのこうの」そんな事では無いと思います。例えば職員の雇用対策、臨時職員、福祉関係の協力員を設立したりとか、今すぐにでも町が出来ることが沢山あると思います。

さて、保育料の軽減についてで、ございます。八戸市では景気後退により子育て世帯は非常に厳しい状況に置かれている。負担が少しでも軽くなればと、子育て支援の一環として 21 年度から実施いたします。本町においても退職を余儀なくされ、とても保育料を払えず、実家に戻って見てもらう、という現象が起きております。本町に転入したがローンも払えない、アパートを借りているがその金も払えない、とてもじゃないが保育料が払えない。税金も払える状態ではない。このような悲鳴が町長に届いているでしょうか。早急に軽減または、救済方法を取るべきです。

3 点目として運動公園の凍結についてでございます。町長選において運動公園の凍結を掲げましたが、それは何時まで凍結するのか、また、その際、道仏中学校に夜間照明を設置し町民がグラウンドを使用できるようにすると大衆の前で話しましたが、任期中に設置するのかお伺いします。

4 点目ですが協働のまちづくりについてであります。3 年前から実施してきました協働のまちづくり、19 行政区の区長さんが中心になり、今後の町づくりについて地域の要望をまとめ、策定されたものでございますが 21 年度の予算を説明して頂きたい。また今後 22 年、23 年度の予算計画を示して頂きたい。以上壇上より質問いたします。（石川議員降壇）

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

町長(浜谷豊美君) それでは、石川議員のご質問にお答えします。

まず、1点目のご質問でございますが、市町村合併と今後の取り組みについてという事でございますが、町長選挙におきまして、私は八戸市が中核市を目指すのであれば、その協議の場が来れば同じテーブルに着きますという話は申し上げました。平成の大合併促進の合併特例法も期限を終え、現在の新法も来年切れる訳です。

現在は近隣市町村との合併については、特段協議等は行われておりません。今後は広域的に緊密な連携を図りながら行政を展開して参ります。

今年度は、第4次行政改革大綱と集中改革プランを策定するため策定委員会を立ち上げ、町民に広く意見や情報を求め、それに対する町の考え方を明らかにしながら計画案を決定する考えであります。

そして22年度からそれらを積極的に実施することにより、財政の健全化に努めて参る所存であります。

町長報酬については、昨年度において議会とも協議しながら進めてきたと理解しております。それに基づき特別報酬審議会に、他市町村とのバランス及び町財政状況、また現在の諸情勢を考慮して本則から10%の削減は色々と検討したうえで近隣町村と比較して妥当ではないか、という事で見直しを図るべく諮問し答申を得て、これまで議員の全員協議会でもご説明申し上げてきました。そして大方の議員の皆様に理解されたと思っております。そして今定例会に提案したところであります。ここで一番大切なことは、町民に対してこの事を正しく理解して頂く事であると思っております。

また、副町長の選任及び報酬につきましては、現在は色々検討しておりますが白紙の状態であります。

それでは、2点目の保育料の軽減についてお答えします。

先ほど八戸市の取り組み、そしてまた、町民の悲鳴の声がというお話を頂きましたが直接的には声が届いておりません。

しかし、陳情書が先般3月2日、開会3日前でしたが町内の5つの保育園の園長さんの連名で、これには石川議員も入っていますが議員を除く4名の園長さん方から陳情を受けました。その内容は近隣の市町村より高いことは望ましくない。そしてまた、八戸市においては21年度から実施する話があるので階上の議会開会の前に陳情を申し上げたいという事で説明を受けました。そういった中でこれまで

町として三戸郡下の状況を睨みながら対応をしていた訳でございます。2年前に一部軽減措置を行いました。そして、現在では三戸郡下の中で低い方であると思っております。八戸市の方針については2月20日に公表されたところでもありまして、我が町としてはその内容を見ながら改正すべきところがあれば検討して参りたいと考えております。

次に、3点目の運動公園の凍結についてであります。総合運動公園につきましては、現在の厳しい財政状況下での整備が財政を圧迫する大きな要因となり、優先すべき生活基盤の整備に関わる事業へ及ぼす影響も少なくないだろうという認識のもとに、一時凍結も止むを得ないと考えたところであります。

財政の健全性を保つことは、私に課せられた責務であり、そのことから、当面は凍結を継続し、将来的には財政状況を見ながら検討することも必要であると基本的に考えております。

次に、道仏中学校へ夜間照明の設置についてであります。まず、グランド整備をとということから、現在、駅前地区雨水・排水路改良計画を進めているところであり、平成20年度調査をしました。平成21年度測量、詳細設計、県及びJRとの協議、平成22年度工事着手の予定としております。これに合わせてグランド整備を実施したいと考えております。

夜間照明の設置の必要性は認識しておりますので、財政状況を考慮しながら実施に向けて検討して参りたいと考えております。

次に、4点目の、協働のまちづくりについてお答えいたします。

昨年度19行政区から策定頂いた地区計画については、21年度を地区計画推進元年と位置づけております。

このことから、新たに創設する地区計画推進のための交付金制度に3百55万円、私道整備や地区計画関連道路整備などに併せて約1億2千8百万円を予算計上し、今議会に提案しているところであります。

また、22、23年度についても同額程度の予算で取り組んで参りたいと考えております。

8番（石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 8番、石川清人君。

8 番（石川清人君） 市町村合併が先般新聞にも出ておりました。小林市長のお話でございます。やりたい事はやりたいが今はそう言う段階では無いとはっきりコメントされています。いずれ道州制等が決まって来ると、また、再編があるのかとは思っております。5 年前合併に対し賛否両論がある経緯があります。そういう中で推進という立場で当選された町長の考え方がどうなのかはっきりして頂かないと、また選挙がある、町民がふらふらしている状況でありますので質問しました。

さて、次に先ほど町長にお尋ねしましたが、その気持ちを伝えて欲しいと私が言いましたがその辺が答弁にない。去年、私が同じ 3 月に質問させて頂いております。特別職の給料については町長が報酬審議会に諮問される。これは議論されますが、審議会委員は町長が指名した委員ですので却下することは無い。18 年 3 月の報酬審議会、副町長に関して県庁より助役として来るとき月額 10% 減、期末手当 3.3% 「県庁の方ですから現在貰っている給料と整合性が取れない」という事でお願いされたという事でございます。これが逆に地元の副町長ですと本則の 20% 減、期末手当 1 か月これが条例で決められていた訳でございます。この時に副町長は 2 年間という事で県と約束した。18 年 4 月 1 日から 20 年 3 月 31 日までと言ったものでございます。その時の町長の答弁は「2 年後に県庁に帰りますから、3 年目は地元の副町長を選任し、現在ある条例、付則、すなわち月額 20% 減、期末手当 1 か月、これでやります。」という経緯がありました。これが一つ、次に 19 年 3 月、これは教育長の件でございます。当初は中途退職ですので 18 を 10% という事で認められました。再任された教育長報酬に町長は 18% 減、期末手当 1 か月でお願いしたいという事で議会の協議会に提出されました。その時に町長は「来年の副町長 20% 減とつり合いが取れない。と言っています。でも議会は全協で「今こんなになると町長、副町長もいずれ上げれません。」という話をしました。さて、20 年 2 月の報酬審議会に町長が諮問を出されています。その答申は「町長は今の現状のまま、副町長 2 年間在任プラス 2 年県庁にお願いしたい。」という考えのことでした。しかし県庁では 1 年という事で現在副町長が在任しています。その年の諮問、答申。副町長月額 10% 減でこのままですが、問題は期末手当 3.3 か月これも現状の副町長です。町長は 1 か月、すなわち 2.3 か月上げるという話が去年の話です。しかしながら議会は色々ありましたが、時期早尚ではないかという事で補正を組まれました。町長が諮問し、答申を受けて議会に出された期間は、20 年 4 月 1 日から 22 年 3 月 31 日までとなっています。そして今年は本則の 10% 減、いきなり 400 万近く上げて欲しい。私は先ほど町長にお尋ねしたのはこ

ういう経過の中では、町長の心がどういうふうに変わっているのか。通常、町長でも議員でも条例というものは任期任期で考えて行くべきだと思います。町長の考えが18年・19年・20年と変わっている。その真意がどこかという事です。当然本則が切れるから本則に戻るという事もありました。今まで当分の間という事をうたっていますのでおかしい。これは議会と相談して期日を決めましょうという事でした。任期満了の年に町長は、なぜこの条例を出したのか、一般市民は納得しないと思います。新聞でも十和田市長の20%削減や八戸市の議員定数削減等の中で新聞に町長のコメントが載っていました。

当然、他町村のバランス、しかし、この中ですごく重要な事は「健全化が保たれている町の財政状況」、階上町はそんなに健全化が保たれているか。この認識が私と違うと思いますが、どういう観点で健全化が保たれているのですか。土橋議員の質問にもありました。これから下水道等に沢山財政が掛かることについてどう考えるのか、また、健全化についてあと何年持つと思いますか。

副町長にお尋ね致します。階上町の財政が健全化していると思いますか。そしてこの健全化が何年保つのかをお尋ねします。

次に保育料の軽減です。先ほど町長が言ったとおり八戸市の9つから17分割までされるようですので、出来ましたら八戸並みにして頂きたい。というのは階上から八戸の保育園に50人ほど通園しています。この理由は保育料です。この少子化で我が町も3年後100人子供が減る。そういう状態の中でこのまま放置できません。今年3月頃から、保育料を払えない等の予想もつかない人たちが多くなりますので町長の考え方をお聞きしています。

それから道仏中学校の部分ですが、答弁の中でグラウンド整備等をしてからという事ですが逆ではありませんか。階上中学校は付いています。生徒達が部活で使用していませんか。また、町民の方々が年間どれくらい使用していますか。お答え願います。

先ほどの2年前の軽減措置というのは、3歳以上児の軽減措置でありまして、未満児はされてないと私は認識しています。

そして協働のまちづくりは、区長さんがこの協働のまちづくり発足以来、非常に汗をかき、足を使っています。たとえばハード事業に関して地権者一人一人承諾書を貰う。地権者が近くにいればいいですがなかなか近くにいない。そういうなか、行財政改革で区長の報酬も削減しています。何故、町長の前に上げないのですか。私と町長の認識がかけ離れています。今一度答弁願います。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） まず 1 点目の特別職の報酬のなかで、副町長の 3 年目は地元からという事についてでございますが、確か質問を受けまして 2 年間でお願いをしました。来年は地元から採用をしたいという事でお答え申しましたが、なかなかそれは出来ませんでした。当時、いろいろご意見を頂きましたが、答弁は「出来れば地元から」という事でしたが、今までの副町長の実績を踏まえなんとか 3 年目も現副町長をお願いしたいという事で、報酬についても、同じ内容でお願いしたいという考えでいました。去年も、そしていろいろ議論し、質問も頂きましたが、19 年 3 月の教育長の再任の際に 18%減、1 か月の手当てにするという提案をしました。この理由は、当時、教育長は現職の校長であるという事で、前町長が特例措置としてそれまでの手当てをしてきた。そして特例措置という意味合いは、私の解釈では 60 歳を迎えれば現職でなくなるという考えの元に特例措置は解除されるという事から、私も行革で削減されている形に戻るべきだという事で提案したところでございます。そうしたところ、当時、教育委員会で「三戸郡下を見ても低すぎる。」というような意見が出され、その提言が同意されなかった経緯がございます。そして議会においてもその考えに同意致しました。そういう経過があって現在の額になっている訳でございますが、そのときに町内から副町長を任用した場合は 20%と整合性が取れない。副町長は 20%、教育長は 18%、町長は 28%、これは行革大綱に基づいた削減率という考えに戻らなければ、なかなかどの額にするかという事は行革の推進中でもあり、変更する訳にはいかないだろうと、それには来るべき次の行革大綱を審議する過程において機会があります。ですから、そういう考えの元に副町長、教育長、そして町長それぞれ減額率が行革大綱に定められていたという事で、私は、それに戻ってその考え方で提案したことでございます。それから先般の新聞報道の中で、財政の健全化についての認識でございますが、これまでの決算状況、今後の財政の見通し等の中で財政の健全化は保たなければならない。これを財政健全化法により 4 つの指標が定められていますが、今後、実質公債比率も上がって行きます。しかし、その中で不健全団体として判定される額には届かないように、健全化を図って行かなければならない目標で現在進めておりますが、この新聞報道は、健全化を保っているというふうな事は、実質公債比率の考え方で新

聞報道では健全化を保たれている。公共下水道等もございますが、財政再建団体にはならないだろうという意味でございます。

また今の報酬についての考え方が一定していないという事ですが、これについては行政改革という大きな柱があって、そのなかで特例措置として教育長、副町長が入ってきたという考えのもとに、それぞれ決めてきた経緯は議員の皆さんにも承認を頂いてきたところでございます。去年の議会にも見直しについて諮問した結果を提案致しました。そのなかで議員の代表の方々から意見を頂きまして、私が諮問し、答申を得た内容について協議して頂きました。そして、私も昨年の時点で見直しを図る内容で提案したもののについては、行革が3か年間で終わった成果として見直す時期であるという事で提案したのでありますが、なかなか議会の皆さんと認識が一致しなかったと思っております。そうしたなかで議員の皆さんが協議をした結果、2月27日の全員協議会の中で1年間の期限で見直しをする。削減の条件は無くするという事を条例のなかに付け加えたものでございます。何故、1年間という事であったかという、これは、必ず見直しをしなければならないという意味合いであったと、私は理解をしております。議員の皆さんの意向を踏まえて、私は手順を踏んで諮問をし、そして答申をしたと思っております。先ほど言われましたが、いきなり出したと言いますが、2月5日の全員協議会で諮問の結果を説明し、お願いをしてきた事でございます。その後も2度ほど説明をし、お願いをしました。そういう過程のなかで、議員の皆さんのご意見を伺って大方の皆さんの賛同が得られたと理解をして、今定例会に提案したものでございます。

順序が逆になりますが、先ほど新聞報道のなかで八戸市議会、十和田市長の記事の話もされましたが、これは、これまでの削減率のなかから、さらに見直しをして行くという考えのことだろうと思います。ですが、現在の報酬に基づいた削減率というふうなことだろうと思っております。八戸市議会においても定数の見直しなどを検討している。これは、我が町においても、次の第4次行政改革大綱、集中改革プランの策定に向けて、先ほど区長の報酬も出ましたが、そのみならず、各種委員あるいは議員報酬等、また、全体の委員報酬等についても検討がされるものと思っております。

それから、2点目の保育料の件でございますが、陳情は受けました。八戸市の例も出され、議員から八戸市並にという表現をされました。実は、陳情の際伺いましたが、具体的にどういう内容で、どういう部分を軽減すれば良いのかと伺いましたが、その時点では、手持ちの資料が無いという話を伺いましたので、その後八戸市

の状況を伺いました。八戸市が21年度から実施しようとしている方針と比較しますと、我が町と比べてその階層によって、高い部分もあるし、低い部分もあります。やはりその所得階層によって違いますので、その辺を詰めて行かなければならないと思っております。保育料については担当課長から答弁させたいと思いますが、八戸市に入所させるのは保育料の差という話がありましたが、その辺については担当課長から説明をさせます。

それから運動公園の中で順序が逆というお話がありましたが、私は、グラウンドの暗渠等の要望が出ておりますので、優先順位として、夜間の照明より日常的に使うグラウンド整備を優先させたい。担当課の方ともいろいろ協議をしながら検討して参りたいと考えております。階上中学校の生徒の利用状況、あるいは、町民の利用状況については教育委員会の方からお答えをさせていただきます。

協働のまちづくりのなかで、区長報酬の話が出ましたが、これについては新年度で検討して参りたいと考えてございます。

副町長（高谷清孝君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 副町長、高谷清孝君。

副町長（高谷清孝君） 先ほど、石川議員から現在の町の財政状況について、健全だと思いますか、そしてまた、その状況が何年保たれると思うかを、私の意見を質問されましたので、その件について答弁します。先ほど町長が答弁したとおりでございますが、町の財政というものは自主財源が30数%、残りが依存財源になっている訳でございます。特に、地方交付税が全体の4割近く占めています。この動向が現在の水準を保たれるような状況にあれば、これからも堅実な財政運営をしていけばこのまま保たれていくと思います。しかし、自主財源が30数%ありますが、国の動きによっては予断を許さない状況ですので、健全な財政運営に努めて行かなければならないと認識しています。

8番（石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 8番、石川清人君。

8番（石川清人君） 町長が特別報酬について、「あらかたの議員の皆様から理解を頂いている。」と去年も同じことを言いましたが、これは誰からも賛否を取っていない。ただ、報酬審議会の説明をただけです。どうして、町長はあらかた賛成とわかりますか。新聞の報道も皆で見えています。今まで削減してきた事の全てを見て検討するという事でした。しかし、何も出されて無い。私が言っているのは、時代の流れ「世界の大不況」のなかで、町長が本当に住民の痛みを考えた時に「10%が妥当」と思う心境を言って欲しい。今まで予算がないからなにになにが出来ない。区長や委員の報酬を上げて欲しい等の要望が来たら町長はどうしますか。私はそれを懸念しています。町長の報酬引き上げが発端となり、要望がどんどん出てきたら町長はどうするんですか。本来であれば条例というものは任期任期中で進めていくものです。

これから、我が町が抱える多くの問題を考えながら、特別報酬の引き上げを今一度考えて頂きたいと思います。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 全員協議会は、賛否を取る場ではありません。いろいろ議員の意見を伺って、そして、説明を申し上げて議会に提案していく、そういう場であると認識しておりますので、議員言われたように何人が反対、何人が賛成という事はわからない事で、私は、責任を持って提案していかなければならない立場で進めております。区長、各委員それから議員いろんな分野から検討して進めるべきだという、石川議員の持論だと思いますが、今回の特別職の報酬については、報酬審議会で各分野、各階層等の方々の委員から、ご議論をして頂いた答申の内容を踏まえて、私が判断をしていく責任があります。そういう事で、議員の皆さんにあらかじめ審議をして頂いて提案するという事は、また、本末転倒でございまして、そこが報酬審議会の品位と、議員との協議を踏んでクリアしなければならないと思っております。

今、町長選を控えて上げるのは、町民に対して説明が出来ないという話を頂きましたが、当然、私は承知の上でございまして、町長選を控えているから抑えるという考え方でなく、特別職の報酬がどの額が妥当か、適正であるかを議論するのも必

要ではないかと思います。先ほど、現下の経済状況の中で、恐らく町民のなかには歓迎されない方もあろうかと思いますが、町長という職務、職責を理解して頂くことも必要だと思っておりますので、そういう考え方から今回あえて提案申し上げたのでございます。本来であれば昨年、行革を実施した3ヵ年の区切りとして提案し、見直しを申し上げ、そして実行したかったのでありますが、いろんな事情がありまして、今年に繰越したと、いう事でございます。現下では大変心苦しいのですが、特別職の仕事の中身から勘案してお願いしたところでございます。

8番（石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 石川清人君の本件に関する発議はすでに3回に及びましたが、会議規則第55条のただし書きの規定により特に発言を許します。8番、石川清人君。

8番（石川清人君） 大変、町長には厳しい質問をしましたが、町民の事を考えればこそその事でございます。いろいろ考え方は違うかも知れませんが、目指すのは同じだと思います。

それから緊急雇用対策についてですが、洋野町では、一早く臨時職員の採用等を打ち出しているが、我が町では何も出ていない。先ほど林議員の質問でも答弁していましたが、これは緊急雇用対策ではない。今すぐ出来るものは何か等を早急に考え、町長なんとか早急に何人でもいいです。臨時の職員でも結構ですので考えて頂きたい。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 現在臨時職員について3名ほど採用しています。今後についても、必要に応じて早急に対応して参りたいと考えております。

議長（松森 蒿君） 以上で8番、石川清人君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月11日は休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、3月11日は休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

次の会議は3月12日 午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(閉会時刻 午後1時50分)

平成21年第2回階上町議会定例会

議事日程第3号

平成21年3月12日 午前10時17分開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 階上町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 階上町公共下水道事業区域外流入受益者分担金条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 階上町課設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 階上町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 階上町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 階上町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 階上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 13 議案第 13 号 階上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 14 号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 15 号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 16 号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 17 号 階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 18 号 階上町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 19 号 階上町公共下水道事業受益者負担金及び分担金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 34 号 階上町ふるさとにぎわい広場に係る指定管理者の指定について
- 日程第 21 議案第 35 号 階上町農村活性化センターに係る指定管理者の指定について
- 日程第 22 議案第 36 号 階上町住民集会所に係る指定管理者の指定について
- 日程第 23 議案第 37 号 八戸市階上町田代小学校中学校組合規約の変更について
- 日程第 24 議案第 38 号 火薬類取締法に基づく事務の委託について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14 名）

1 番 百 目 木 和 俊 君

2 番 大 江 和 夫 君

3 番 林 貢 君

4 番 浜 谷 政 己 君

5 番 加 藤 祐 君

6 番 重 文 字 勝 義 君

7番 鹿原章男君

8番 石川清人君

9番 山田恵治君

10番 土橋信夫君

11番 郷州公典君

12番 畑中弘實君

13番 木村勝彦君

14番 松森 蒿君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長 浜谷豊美君

副 町 長 高谷清孝君

教 育 長 村上富士夫君

総 務 課 長 浜谷義勝君

町 民 課 長 寅谷信廣君

保健福祉課長 上 博文君

産業建設課長 中村豊志君

教 育 課 長 高橋信一君

会 計 管 理 者 小沢 勝君

総 務 G L 田中 昇君

企画財政G L 沼沢 範雄君

税 務 G L 南 正人君

戸籍住民G L 上野文生君

健康増進G L 梨子謙一君

福 祉 G L 木村良三君

産業振興G L 荻ノ沢甚逸君

土木建設G L 佐京孝信君

農 業 委 員 会 長 川 向 達人君
事 務 局 長

教 育 G L 池田 隆君

代表監査委員 志民安之助君

職務のための出席者

議会事務局長 浜谷 操君

総務課総括主幹 地代所 康二君

総務課総括主幹 引敷林広貴君

開会の宣告

午前 10 時 17 分

開議の宣告

午前 10 時 17 分

議長（松森 蒿君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1、議案第 1 号 階上町議会の議決すべき事件を定める条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 1 号 階上町議会の議決すべき事件を定める条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 2 号 階上町公共下水道事業区域外流入受益者分担金条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 2 号 階上町公共下水道事業区域外流入受益者分担金条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号 階上町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 階上町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第4、議案第4号 階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件、及び日程第5、議案第5号 階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件、2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第4号 階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件、及び議案第5号 階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8 番（石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 菫君） 8 番、石川清人君。

8 番（石川清人君） 議案第 6 号の特別職の改正に関してですが、先般、一般質問をさせていただきました。いろんな意味で町民が疑問を寄せられております。今日のリストラや退職等、生活もままならない状況のなか、特別職の報酬を上げることに對して、多くの方々から、電話や直接私の方へ入っております。先般の新聞紙上等を見た町民の方々から沢山電話を頂いております。そういう状況のなか、町長は他町村と比べて低いと言いました。確かに低いです。しかし、他町村は他町村です。階上町は階上町ですと私は思います。先般も一般質問で言わせて頂きました。町の財政状況は健全化が保たれている。しかし、国保税の保険料は間違いなく上がる。そういうなかで健全化が保たれるのであれば、何故、国保税を上げなければならないかという事になってきます。確かに国保税だけの計算をしますと国保の収入と支出が確かに 1 億ほどございます。一般会計から当然繰り入れていかなければならない。そんなに健全化という自信があるならば、これを来年、再来年に延ばしてもいいのではないかと。すなわち、特別職も我々議員も町民の血税の中から頂いている訳でございます。私は町民の声を無視する訳にはいきません。また、区長報酬等も「上げてくれ」と言ったら断る訳にはいかない。また、いろんな要望を「財政がないから」と言う理由で今日まで我慢して頂いてきた訳です。財政が健全化だと言っていれば、いろんな要望が出てきます。そうすると町の混乱を招くのではないかと思います。町長に確認致します。考える余地があるのかないのか答弁願います。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 菫君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 今、頂いたご質問については、一昨日の一般質問でも十分議論をして頂きました。区長報酬はじめ各委員の報酬等も含めて、全体的な行財政の

見直しは、新年度見直しをする事になっております。そのなかで具体的な見直しをしていくことは、先般ご答弁したところでございます。今回の報酬の見直しについては、去年の議会の協議によって1年限りの条件付きで、今までの削減の期限が切れる。この約束に乗っ取って見直しはした訳でございます。今、ご質問の「この時期に見直しをして良いのか。」という事に対しての町民の声、それは、私には直接話があったのは、「これまで4割カットしている事を知らなかった。」「町長の職責の対価とすればひどい。」と私は直接聞きました。あとは電話で間接的に「なぜ今見直しをするのか、その理由について聞きたい。」という問い合わせはありました。そういう方々に対しても、階上は階上としてどうあるべきかも含めて、私は説明して理解をして頂く機会にしたいと思っております。これまでも、議会も協議会等を含めてご説明を申し上げてきましたので、まずは10%を削減するという本会の条例の改正案でございます。「削減案」というふうな事について、今回は議論をして頂く事でございますので、町民の皆さんにこの事はしっかりと理解をして頂きたいという事で、今の提案している内容でお願いしたいと思っております。

8番（石川清人君）ハイ、議長休憩をお願いします。（賛成の声あり）

議長（松森 蒿君） ただいま、8番、石川清人君から、休憩することの動議が出されました。

この動議は、2名以上の賛成者がありますので、成立しました。

休憩する動議を議題として採決します。

この動議のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

起立多数です。

したがって、休憩動議は、可決されました。

これより、暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時30分）

（再開 午前10時53分）

議長（松森 蒿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第6号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議ありの声あり）

異議ありの声がありますので 起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者 8 名 百目木議員、大江議員、浜谷議員、加藤議員、鹿原議員、山田議員、郷州議員、木村議員）

起立多数であります。

よって議案第6号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号 階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第7号 階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第8号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号 階上町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第9号 階上町職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号 階上町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第10号 階上町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１１、議案第１１号 階上町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第１１号 階上町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定に
ついての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１２、議案第１２号 階上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定
についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第１２号 階上町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に
ついての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１３、議案第１３号 階上町公民館条例の一部を改正する条例の制定につ
いての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第13号 階上町公民館条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第14号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第15、議案第15号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件、及び日程第16、議案第16号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件、2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第15号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件、及び議案第16号 階上町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい

ての件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号 階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第17号 階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第18号 階上町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第18号 階上町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第19号 階上町公共下水道事業受益者負担金及び分担金条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第19号 階上町公共下水道事業受益者負担金及び分担金条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第34号 階上町ふるさとにぎわい広場に係る指定管理者の指定についての件を議題といたします。

この件に関しましては、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められます。

大江和夫君の退席を求めます。(大江議員 退場)

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第34号 階上町ふるさとにぎわい広場に係る指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

大江和夫君の除斥を解除いたします。(大江議員 入場)

日程第21、議案第35号 階上町農村活性化センターに係る指定管理者の指定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第35号 階上町農村活性化センターに係る指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第36号 階上町住民集会所に係る指定管理者の指定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第36号 階上町住民集会所に係る指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第37号 八戸市階上町田代小学校中学校組合規約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第37号 八戸市階上町田代小学校中学校組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２４、議案第３８号 火薬類取締法に基づく事務の委託についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第３８号 火薬類取締法に基づく事務の委託についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

次の会議は３月１３日 午前１０時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（閉会時刻 午前 １１ 時 １２ 分）

平成21年第2回階上町議会定例会

議事日程第4号

平成21年3月13日 午前10時00分開議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 27 号 | 平成 21 年度階上町一般会計予算 |
| 日程第 2 | 議案第 28 号 | 平成 21 年度階上町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 29 号 | 平成 21 年度階上町老人保健特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第 31 号 | 平成 21 年度階上町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 33 号 | 平成 21 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 30 号 | 平成 21 年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 32 号 | 平成 21 年度階上町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 39 号 | 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて |
| 日程第 9 | 議案第 40 号 | 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて |
| 日程第 10 | 議案第 41 号 | 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて |
| 日程第 11 | 議案第 42 号 | 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて |
| 日程第 12 | 陳情第 1 号 | 法務局職員の増員に関する陳情 |
| 日程第 13 | 陳情第 2 号 | 国外で作成された歯科医療用補てつ物等の取り扱いに関する意見書採択を求める陳情 |
| 日程第 14 | 議会案第 1 号 | 行政サービス向上のため法務局職員の増員を求める意見書 |
| 日程第 15 | 議会案第 2 号 | 国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取り扱いに関する意見書 |

日程第 16 閉会中における継続審査の件

日程第 17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14 名）

1 番	百 目 木 和 俊 君	2 番	大 江 和 夫 君
3 番	林 貢 君	4 番	浜 谷 政 己 君
5 番	加 藤 祐 君	6 番	重 文 字 勝 義 君
7 番	鹿 原 章 男 君	8 番	石 川 清 人 君
9 番	山 田 恵 治 君	10 番	土 橋 信 夫 君
11 番	郷 州 公 典 君	12 番	畑 中 弘 實 君
13 番	木 村 勝 彦 君	14 番	松 森 蒿 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	高 谷 清 孝 君
教 育 長	村 上 富 士 夫 君	総 務 課 長	浜 谷 義 勝 君
町 民 課 長	寅 谷 信 廣 君	保 健 福 祉 課 長	上 博 文 君
産 業 建 設 課 長	中 村 豊 志 君	教 育 課 長	高 橋 信 一 君
会 計 管 理 者	小 沢 勝 君	総 務 G L	田 中 昇 君
企 画 財 政 G L	沼 沢 範 雄 君	税 務 G L	南 正 人 君
戸 籍 住 民 G L	上 野 文 生 君	健 康 増 進 G L	梨 子 謙 一 君
福 祉 G L	木 村 良 三 君	産 業 振 興 G L	荻 ノ 沢 甚 逸 君

土木建設GL 佐 京 孝 信 君 農 業 委 員 会
事 務 局 長 川 向 達 人 君
教 育GL 池 田 隆 君 代 表 監 査 委 員 志 民 安 之 助 君

職務のための出席者

議会事務局長 浜 谷 操 君 総務課総括主幹 地代所 康二 君
総務課総括主幹 引 敷 林 広 貴 君

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（松森 菫君） ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議案第27号 平成21年度階上町一般会計予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番（加藤 祐君）ハイ、議長。

議長（松森 菫君） 5番、加藤 祐君。

5番（加藤 祐君） 給食センターが、いよいよ本格的に予算に盛り込まれてきましたが、総額約4億という金が投資される訳ですが、そのなかで、建設建屋に2億、そして外工に1億という事で予算が盛り込まれてございますが、この不況の折、階上町の地域も冷え込んでおります。地域の方々がこの不況を乗り越えるには、町の公共事業も、出来れば地元が発注して下さるようお願いものであります。町長の

今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。そして、また、一般質問でも質問しましたが旧島田縫製の跡地の建屋、これは何時までも停滞しておくのではなく、先を見据えた予算執行をして行かないと駄目だと思います。これからの考え方を定めて進んで欲しい。当初予算にも盛り込まれていません。どうかその考え方もお伺いしたいと思います。

町長（浜谷豊美君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 給食センターは、新年度着工の運びとなりました。これまで長きに渡って不便をおかけしました。これからは、新たなドライシステムで配食が出来るように鋭意進めているところです。質問の建設事業にあたってですが、今議員から言われましたように、現下の経済状況も踏まえて、また地域活性化の大きな目玉のモノと考えておりますので、出来るだけ地域のなかで循環できるような体制、そしてまた、地域雇用へも貢献出来るように考えて、進めて参りたいと思っております。島田縫製につきましては今回予算に計上しておりませんが、考え方とすれば、先般一般質問にも申し上げましたとおり、議員のご提言も含めて、早期に検討委員会で有効活用に向けて検討して参りたいと思っております。

5番（加藤 祐君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 5番、加藤 祐君。

5番（加藤 祐君） 町長の考え方をお聞きしまして私も安心しております。どうか、町内のなかで指名を頂ければ、そのなかで実施できると思っております。今後ともその考え方を前に立てて、進んで欲しいと願って質問を終わります。

3番（林 貢君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 3番、林 貢君。

3 番（林 貢君） 説明書の中の 101 ページですが、給食センターの今後の工期等について、再度、確認をしたいと思いますのでお願いします。先般の一般質問でもお願いしましたが、地元産の食材の利用を、建設を契機にお願いしたい。説明書の 42 ページ 19 節の駅舎計画調査負担金でございますが、この計画の詳細をお聞かせ願います。というのは中央公民館が廃止されるという事、また、道仏公民館は耐震に不適當という調査結果が出ていると伺っています。そうなりますと、特に社会教育の拠点でございます、公民館が弱体化してくるということも懸念されますので、その公民館の機能も出来れば兼ね備えたような施設を考えて頂きたい事も含めまして、お伺い出来ればと思います。

教育課長（高橋信一君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 教育課長、高橋信一君。

教育課長（高橋信一君） 給食センターについて、町長からもお話があったとおり進めて行きたいと思っております。今月末で設計は完了致します。それを受けまして、来年度いよいよ着工という事になります。4 月早々に用地の整備を行いたい。それが終わりましたら、7 月頃の予定ですが本体の工事発注を行いたい。年度内に完成する予定ですので、22 年 3 月で完成をさせたい。これは単年度で外工工事を行うという形で、予算もお願いしておりますので、それも一体的に行いたい。現時点で考えられる供用開始は、22 年度に入りまして調理員等の研修を踏まえまして、現時点では、5 月の連休開けに供用開始を予定しています。それと新施設になった時の食材の「町内産・県内産」、これにつきましても、町長が一般質問でお答えしたとおり、現在米だけに集中しておりますが、その辺は関係団体とお互い協議をして、検討して参りたいと考えてございます。

企画財政 G L（沼沢範雄君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 企画財政 G L、沼沢範雄君。

企画財政 G L（沼沢範雄君） 駅舎の整備の調査費についてお答をしたいと思えます。去年の 9 月に、J R に検討委員会の結果等を踏まえて、相談に行つて参りま

した。その際にＪＲの方から、ＪＲとして駅周辺の状況、或いは駅舎を建設する場合の障害等の調査が必要であるというふうなご意見を頂きまして、それに基づきまして、ＪＲの方から見積もりを頂きまして、それを予算化したところでございます。その中身としましては、基本計画の前提の条件整理、それから駅周辺の構内等の平板測量を進めたいというふうなこと、それから施設の計画案をこれから進めて行く場合の案等の検討、障害物の調査等の内容でございます。それと検討委員会では、施設的な物の規模については、話し合いの中で決定を頂きました。ただ、その後陳情のあった関係者等の協議も進めながら、もう少し大きいものを是非考えて頂きたいというふうな事でございましたので、それらも含めながら調査費に基づいて地域の方々のご意見等を、再度、話を伺いながらＪＲの調査について、相談して進めて参りたいと考えております。

３番（林 貢君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） ３番、林 貢君。

３番（林 貢君） ただいま規模的な物も見直されるという事なので、どうか「中央公民館は廃止、道仏公民館は現状維持が無理」という事なので、その辺も合わせて社会教育の拠点的な物も含めて、今後、進めて頂ければと思います。

８番（石川清人君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） ８番、石川清人君。

８番（石川清人君） 21年度の概要説明資料の方で、お尋ねしていきたいと思えます。21ページ、防犯灯の電気料の補助金でございますが、先般、協議会で説明を頂きましたが、30%程度の補助率、推進補助金1軒あたり300円を出していたのを廃止して、電気料という説明であったと記憶しておりますが、総額はいくらかですか。結果的には組み換えという事だと思います。その中で支払方法はどのようになるのかお伺いいたします。22ページ駅舎負担金の450万、ちょっと聞き洩らしたところがあります。この450万は、ＪＲの方から町に入れて調査するのか、町の独自の負担金なのか、今一度確認したいと思えます。26ページ階上岳の環境

美化事業で、1,700 万ほど見ております。実際にどういう形で何人を雇用して、何時頃から始めどれくらいの期間、すなわち一人当たり日数はどれくらい働けるのか、また、草刈り機とかチェーンソーとか必要になってきます。これらはすべて個人持ちなのか、逆に森林組合等が準備するのかでございます。チェーンソー使用には免許が必要です。この辺の免許取得はどのように考えているのかを伺います。

階上の都市計画は、5 年にいっぺんの見直しで進めていると思いますが、今、現在どのような都市計画の形になっているのか、以前と変わっていないのか、今後変わる要素があるのかをお伺いします。そして、そこにかかわる階上町の土地の評価額の策定の見直しは何時ごろですか。以上お願いします。

企画財政 G L（沼沢範雄君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）企画財政 G L、沼沢範雄君。

企画財政 G L（沼沢範雄君）防犯灯の電気料の補助についてですが、実は、これまで、地区推進費という事で、1 戸 3 0 0 円で各行政区に支払いをしてきた訳ですが、その実績をお聞きしましたら、殆ど町内の防犯灯に充当されているという結果を踏まえまして、新たに防犯灯の補助金という事で、前年度の実績額に対しまして、3 割補助という新たな制度を創設したいというふうな事でございます。推進費に代わるものについては、先般、説明しました地区計画の推進交付金を新たに設けまして、協働のまちづくり地区計画を、実のあるようにするための交付金という事で、3 5 5 万ほど予算化をお願いしてあります。従来のやり方を、今述べたように 2 つの制度に組み替えた制度を作ったという事です。支払い時期ですが、前年度の電気料の領収書を確認して、なるべく早い時期に地域の方に交付したいという事で、交付要綱を策定しているところでございます。

それから駅舎についてですが、4 5 0 万、これは J R の方へ負担金としてお支払いし、J R の方で調査をするという事でございます。この財源については一般財源を充当してございます。以上です。

産業建設課長（中村豊志君） ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 産業建設課長、中村豊志君。

産業建設課長（中村豊志君） 緊急雇用創出事業の関係でございます。森の交流館の広場周辺の河川水路の雑木伐採、除草等で約39m、階上岳の町道、登山道の両面の草刈りでございますが片側2,800m、両側で約5,000mでございます。階上岳林内の下刈等でこれに係る雇用人員ですが、述べ人数で約860人を見込んでおります。時期は臥牛山まつり前後1か月ぐらいで、1日当たり約37人になっておりますが、公募の状況を見ないと詳しくはわかりません。事業の実施方法ですが、委託により実施したいと考えております。機械、燃料等は委託事業主が持つことになっています。これには基幹林業作業士の確保を2名以上いる事を条件にしております。それからスケジュールですが、4月の中旬までに入札を発注致しまして、その後一般公募、ハローワークの求人申込、ホームページ等で求人案内をして5月中旬から着手出来ればと考えております。都市計画につきましてはリーダーの方から答弁させます。

土木建設GL（佐京孝信君）ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 土木建設GL、佐京孝信君。

土木建設GL（佐京孝信君） 都市計画の見直しの際の検討事項だと思いますが、都市計画は基本的にその町の成り立ちとであるとか、利用形態であるとか、人口の動向であるとかを勘案してどのような町づくりが適正かを計画するものであると考えております。現状を見れば国道沿いに商店街が形成されていますし、学校等を考え合わせ現状の都市計画が「良いのか、悪いのか」などを検討してこれから進めて行きたいと考えております。

町民課長（寅谷信廣君）ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 町民課長、寅谷信廣君。

町民課長（寅谷信廣君） 土地評価業務であります。平成16年度から実施しております。目的は土地の評価替えに向けて路線価方式で価格を算出するためのものでございます。路線価方式とは道路に価格を付設しまして、それを元に計算して1区画当たりの評価額を算出するものです。その範囲と致しましては、都市計画の

範囲以内で蒼前、野場中、石鉢地区から赤保内、耳ケ吠、駅前、小舟渡地区が対象地区になっております。見直しは3年に1回で21年度が見直し時期ですので先ほどの地区が新しく計算された固定資産税で課税になって行きます。以上です。

8番（石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）8番、石川清人君。

8番（石川清人君）防犯灯の補助金ですがその地区によって、区長と町内会長が一緒のところもありますし、別のところもあります。そうすると、これはそれぞれの町内会長が直接申請して良いのか、町内会が沢山ある所はそれを集約して、区長が代表で申請するのか。

それから駅舎の件ですが、JRが調査するために町から450万払う、これはどういう調査か詳しく説明頂きたいが、通常JRのものであればJRがするべきではないか。また、450万は総額なのか、全体の何割分なのか、不透明です。そのところを説明してください。

階上岳の刈り払い等でございますが、延べ860人、1日当たり37人、そうすると1人当たり働くのは20日ぐらいです。そうすると4月から始まると1か月で終わってしまいます。という事は、1か月だけの雇用対策にしかならない。この短い期間の雇用で人が集まるのか。それから刈り払い機、チェーンソー等事業主がこれから揃えなければならない。そういう点も検討して頂きたい。

また、都市計画ですが今、説明頂きましたが、この都市計画の見直しには、調整区域等も見直しも入っています。評価額の算定表を見ますと、隣同士であまりにも差がありすぎると、私は感じています。見直しの際は、出来るだけ差がないように考えて頂きたいと思います。

それから、道路用地として町が個人から買う時は標準額で買うが、町から個人が買う時は1㎡あたり0.7%乗することになっています。この辺が、いささかつり合いが取れてないかと思しますので答弁をお願いします。

企画財政GL（沼沢範雄君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君）企画財政GL、沼沢範雄君。

企画財政GL（沼沢範雄君） 電気料でございますが、議員の話されているところは承知しています。当然、それも補助金の対象として考えております。ただ、支払いについては証拠書類を出して頂いて、区長に支払い、区長の方から配分して頂くというふうな事でございます。

それから駅舎の件ですが、駅舎については、ご存知の通り駅前広場、官舎跡地、機械の設備等が配置されている。そういう物を撤去して、施設を建てる場合の調査もあります。それらを含めて、これからJRと詰めながらの作業に入っていきたいと思っております。

産業建設課長（中村豊志君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 産業建設課長、中村豊志君。

産業建設課長（中村豊志君） 緊急雇用創出の関係ですが、国から配分頂きました1,700万円の範囲の中で計画したものでございます。この他に、岳の保全委託、草刈り等もありますので、そちらと上手く長期の雇用が継続出来るかを検討して参りたいと思っております。

町民課長（寅谷信廣君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町民課長、寅谷信廣君。

町民課長（寅谷信廣君） ご指摘のそういう言う評価額の差がないように精査していますが、もし、あれば見直しをしていきたいと思っております。

8番（石川清人君）ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 8番、石川清人君。

8番（石川清人君） 防犯灯については、そのようにお願いします。

駅舎の件についてはまだ納得しがたい。調査費を何故町が負担しなければならないのか。それとこれからの計画がはっきりされていない。内容が漠然としている。まだ、いろいろ詰めなければならない部分が多々あると思います。

それから階上岳の方の、これはこれで、出来るだけ日数等あまり切れ目のないよう雇用対策を計画して頂きたい。

また、都市計画の部分で表を見て頂きたい。あまりにも極端に違いすぎる。たとえば榊山と榊でとんでもなく違っていませんか。その辺のところを慎重にやって頂きたい。そしてこの評価額はよそから見て高いのではないかという話も出ています。今一度きちんと見直しをして頂きたい。

議長(松森 蒿君) 他に質疑ございませんか。

7 番(鹿原章男君) ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 7 番、鹿原章男君。

7 番(鹿原章男君) 説明書の 78 ページ、山館前公園の敷地内管理委託料 187 万 5 千円もってございます。去年の当初予算を見ますと 87 万、その中には浄水運搬委託料 21 万 4 千円、遊具点検委託料 16 万円乗っている訳です。これが、今一本になって 187 万と乗っている。若干経費が増えている。その内訳を説明願います。それから、43 ページ地区計画推進交付金 355 万円、この地区計画というのは、各区長が作った推進計画の事を指すのか、これからやる区長等の仕事全てを指すのか、説明願いたい。32 ページ町税の還付金ですが、前年度は 1,880 万で今年は 250 万となっています。これはどうしてこんなに違うのか、この算出根拠がどうなっているのか説明して頂きたい。

教育課長(高橋信一君) ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 教育課長、高橋信一君。

教育課長(高橋信一君) 第 1 点目の質問にお答えします。山館前公園の敷地内管理という事で 187 万 5 千円計上させてもらっています。これまでは、業者委託をしていましたが地区の区長さんと協議で、これから地区でやるという事です。187 万 5 千円の中身でございますが、これまでの公園管理に 100 万円、水の確保に 80 万円、それから 7 万 5 千円ですが、これは、運動公園の上がり口に笹が生えて

いる部分がございます。ここにマムシがいるという事で、その笹を退治してマムシの危険を無くするという事です。これまで業者に委託している部分も地域でやるという協議がなされています。21年度は187万円でございますが、22年度は80万がなくなります。以上です。

総務課長（浜谷義勝君） ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 総務課長、浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君） 地区計画推進交付金ですが、区長さん方から、もう少し使い勝手の良い制度を作って頂けないのかという事で、先般、全協でも話しましたが、基本の均等割 7 万円は全地区、それから世帯数によりまして 7 万から 17 万で、14 万のところは 5 地区、17 万のところは 5 地区、20 万が 4 地区 24 万が 5 地区でございます。この根拠が 100 世帯以下、101 から 200 以下、それから 201 から 300 以下、301 以上という 5 段階でございまして、多いところでは 24 万です。これは、何に使っても良いのですが食糧費は除いて頂きたい。ですから、各地区ともソフト的な「夏祭り・地域のイベント等」に使って頂くことですから、19 行政区で創意工夫して使って頂ければと創設したものでございます。以上です。

町民課長（寅谷信廣君） ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 町民課長、寅谷信廣君。

町民課長（寅谷信廣君） 町税過誤納付金の還付の件でございますが、20 年度は税源移譲がありまして、所得税が還付出来なかった分を 20 年度還付されたものが予算にもられました。そして 21 年度は元の普通の税の申告とか法人税の予定納税した分等、正常な形に戻ったという事でございます。

7 番（鹿原章男君）ハイ、議長。

議長(松森 蒿君) 7 番、鹿原章男君。

7 番（鹿原章男君） 水を確保したという事ですが、これは飲用水に活用できるものですか。それから地区推進計画の説明はわかりましたが、今後、これを使用した場合の報告書は出す必要がないのですか。以上。

教育課長（高橋信一君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 教育課長、高橋信一君。

教育課長（高橋信一君） これまでのトイレ使用の水と同様と考えております。湧水ですので飲料水という事にはならないです。

総務課長（浜谷義勝君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 総務課長、浜谷義勝君。

総務課長（浜谷義勝君） あくまでも公金を交付するものでございますので、結果報告書を提出して頂き処理するという事です。

7 番（鹿原章男君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 7 番、鹿原章男君。

7 番（鹿原章男君） 山館前公園の水の件ですが、前から水道を引いて頂けないかと言っていますが、今後も、公園には飲料水が必要ですので、前向きの姿勢で取り組んで頂きたいと思います。以上です。

議長（松森 蒿君） 他に質疑ございませんか。（質疑なしの声あり）

これを持って質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第２７号 平成２１年度階上町一般会計予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第２、議案第２８号 階上町国民健康保険特別会計予算の件から日程第５、議案第３３号 階上町後期高齢者医療制度特別会計予算の件まで４件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

日程第２、議案第２８号 平成２１年度階上町国民健康保険特別会計予算の件から、日程第５、議案第３３号 平成２１年度階上町後期高齢者医療制度特別会計予算の件まで４件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第６、議案第３０号 平成２１年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算の件及び、日程第７、議案第３２号 平成２１年度階上町公共下水道事業特別会計予算の件、２件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第３０号 平成２１年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算の件及び、議案第３２号 平成２１年度階上町公共下水道事業特別会計予算の件、２件を一括し

て採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第39号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第39号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第9、議案第40号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第40号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第10、議案第41号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第11、議案第42号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件を議題といたします

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第12、陳情第1号 法務局職員の増員に関する陳情の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務財政常任委員長。（畑中委員長登壇）

総務財政常任委員長（畑中弘實君） 総務財政常任委員会に付託されました、陳情第1号の審査結果についてご報告申し上げます。

結果については、お手元に配布されております陳情審査報告書のとおり「採択」と決定いたしました。

以上で報告を終わります。（畑中委員長降壇）

議長（松森 蒿君） お諮りいたします。

陳情第1号の件については、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号の件については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第13、陳情第2号 国外で作成された歯科医療用補てつ物等の取り扱いに関する意見書採択を求める陳情の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長。（石川委員長登壇）

教育民生常任委員長（石川清人君） 教育民生常任委員会に付託されました、陳情第2号の審査結果についてご報告申し上げます。

結果については、お手元に配布されております陳情審査報告書のとおり「採択」と決定いたしました。

以上で報告を終わります。（石川委員長降壇）

議長（松森 蒿君） お諮りいたします。

陳情第2号の件については、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号の件については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第14、議会案第1号 行政サービス向上のため法務局職員の増員を求める意見書の件及び日程第15、議会案第2号 国外で作成された歯科医療用補てつ物等の取り扱いに関する意見書の件、2件一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第１号及び議会案第２号については、議員発議でありますので提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議会案第１号 行政サービス向上のため法務局職員の増員を求める意見書の件及び、議会案第２号 国外で作成された歯科医療用補てつ物等の取り扱いに関する意見書の件、２件はこれを原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１６、閉会中における継続審査の件を議題といたします。

教育民生常任副委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第７５条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

教育民生常任副委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、教育民生常任副委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第１７、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定により本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（松森 蒿君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 一言ご挨拶申し上げます。議員各位には、本会議において提案申し上げました議案につきまして、慎重にご審議を尽くされ、原案のとおり議決を賜り厚くお礼を申し上げます。

議決頂きました各議案の執行にあたりましては、本会議においていろいろ議員各位から意見を頂きました。また、町民の声に一層耳を傾けながら、万全を期して参りたいと存じておりますので、何とぞ、より一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。尚、結びになりますが、高谷副町長におかれましては、これまで 3 カ年に渡りまして我が階上町行政の発展に多大なるご貢献を頂きました。衷心より感謝申し上げます。と、同時に、議員各位の温かいご協力ご理解があったればこそと感謝申し上げます。高谷副町長には、今度、県庁に復帰される訳ですが、我が階上町を心の第二の故郷として、今後とも愛して頂きまして、町発展のために更なるご指導を賜れば幸いです。以上を申し上げ閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。有難うございました。

議長（松森 蒿君） これにて平成 21 年第 2 回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻 午前 11 時 15 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

